Defined Contribution Plan

広島銀行
確定拠出年金ガイドブック

広島銀行

未来を、ひろげる。
ひろぎんホールディングス

目次

第１章　ゆとりある将来に向けて　P4

１．老後の生活費
２．将来（老後）の生活を支える仕組み
３．将来に備えて必要なお金を準備する方法（積立形式）

第２章　確定拠出年金の仕組み～企業型　P6

１．企業型確定拠出年金～5つのポイント
２．企業型確定拠出年金の掛金
３．企業型確定拠出年金のプラン内容

第３章　確定拠出年金の仕組み～iDeCo　P8

１．iDeCo～5つのポイント
２．iDeCoの加入資格と掛金上限額
３．iDeCoに加入できない人
４．iDeCoの掛金の特徴

第４章　確定拠出年金の仕組み～企業型・iDeCo共通　P10

１．運用～自分で運用（企業型・iDeCo共通）
２．給付～受取りは原則60歳から（企業型・iDeCo共通）
３．税制優遇～さまざまな優遇措置（企業型・iDeCo共通）
４．持ち運び～離職・転職した時の取扱い（企業型）
５．確定拠出年金の種類とサポートする機関
＜参考＞確定拠出年金行為準則（iDeCo）

第５章　資産運用の基本知識　P16

１．ふやすとためる
２．リターンとリスクを知る
３．元本確保型商品のリスク（インフレリスク）
４．投資対象となる資産の概要と特徴～株式・債券・外国資産など
５．投資対象となる資産の概要と特徴～元本確保型商品

第６章　資産運用のポイント　P20

１．投資対象ごとのリスクとリターンの関係
２．リスクと上手につき合う「3つ」の方法
３．長期投資
４．継続投資（ドル・コスト平均法）
５．分散投資
６．分散投資の例と効果
＜参考＞公的年金の資産運用

第７章　運用商品を選ぶ　P24
１．運用商品の種類
２．元本確保型商品
３．投資信託
４．投資信託の投資対象とバランス型投資信託
５．投資信託の変動要因～リスクの種類と投資信託との関連性

第８章　自分に合った運用商品を選ぶ（実践編）　P30
１．投資対象ごとのリスクとリターンの関係を確認します（Step１）
２．リスク許容度（投資に対する考え方）を確認します（Step２）
３．将来到達したい金額や利回りの目標をイメージします（Step３）
４．リスク許容度に合わせた資産配分を考えます（Step４）
５．自分が選択できる運用商品を確認します（Step５）
６．運用商品を選んで資産配分を決定します（Step６）

第９章　運用期間中～運用商品はいつでも変更可能　P35
１．確定拠出年金で選択している運用商品のチェック
２．運用している商品の配分を変更（見直し）する
３．リバランスとは

第10章　Webサービスの活用　P37
１．パソコンやスマホの「Webサービス」を利用できます
２．ログイン後は資産評価額の確認や手続き等が行えます
３．Webサービスの利用方法は「ユーザーズガイド」で確認できます
＜参考＞確定拠出年金行為準則（企業型確定拠出年金）

第1章　ゆとりある将来に向けて

1．老後の生活費

◆老後の生活費はどのくらい必要なのか？

誰もが気になるところですが、明確にこの程度は必要と言えないのが実情です。その理由は、さまざまな要因が影響するためで、資産額や持ち家の有無、家族構成などが老後生活に関わる要素となり、老後の必要額は各個人の状況や考え方などによって異なります。

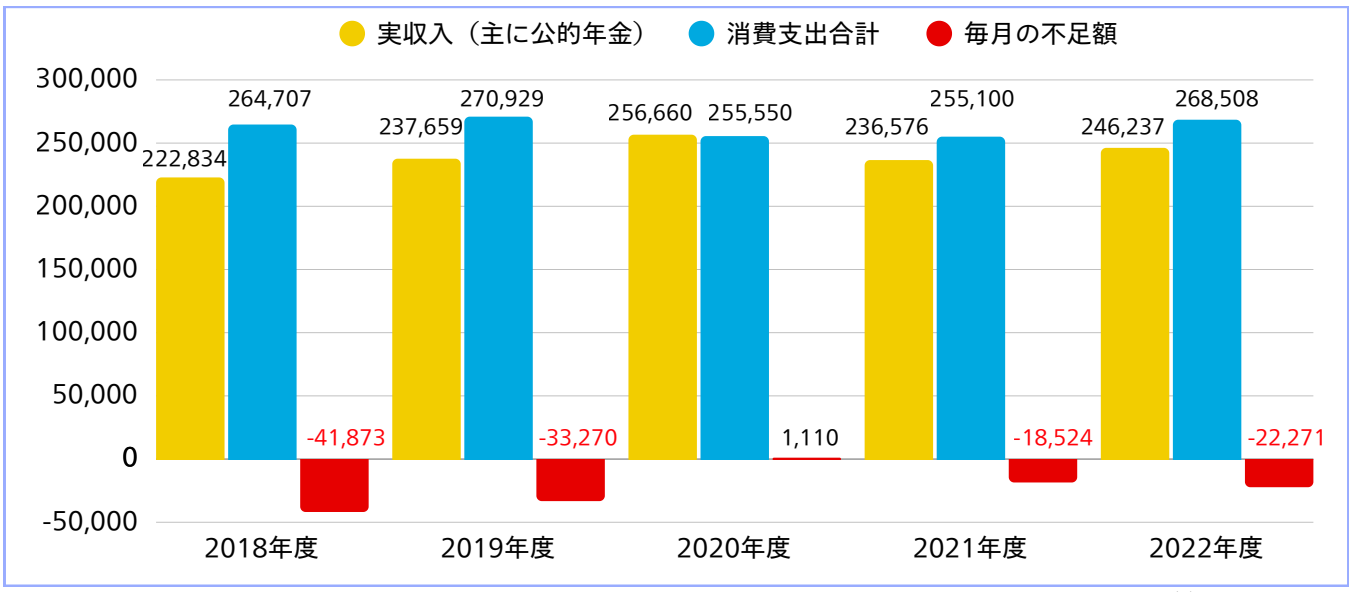

上図：総務省統計局家計調査に基づきJ-401kオフィス㈱が独自に作成

◆老後資金を準備するにあたり参考となる指標として、現在の高齢夫婦無職世帯の家計収支が統計値としてあります。過去5年の平均値では、公的年金の収入だけで生活する場合は毎月約23,000円の赤字となります。老後の生活期間や生活水準、家族構成などを考慮して、自分がどのような老後生活を過ごしたいかをイメージしておくことが大切です。

2．将来（老後）の生活を支える仕組み

◆みなさまには、主に公的年金や企業年金などの仕組みがあります。

◆自分自身の老後を支える仕組みを確認しておきましょう。

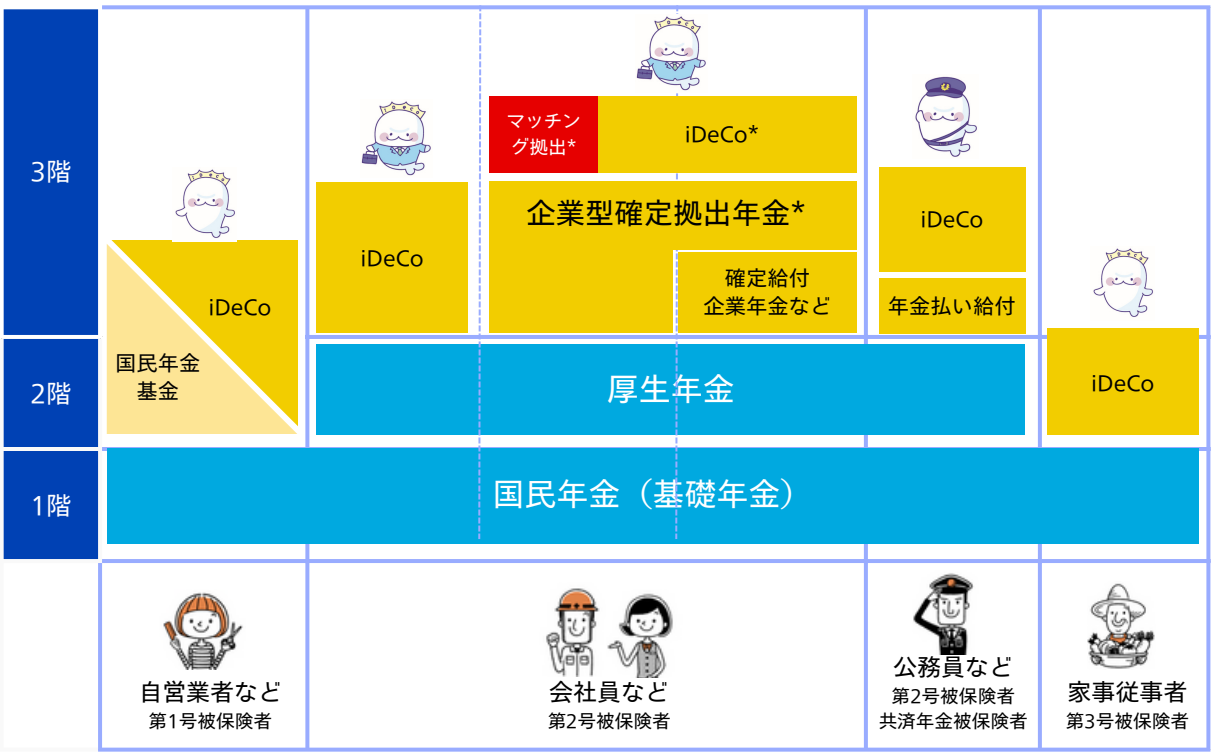

＊企業型確定拠出年金の加入者は、マッチング拠出とiDeCoは「どちらか1つのみ」自分自身の選択により加入することができます。

3．将来に備えて必要なお金を準備する方法（積立形式）

◆将来（老後）の生活資金は公的年金が基盤となり、公的年金だけでは不足する部分をまかなう目的として、会社が準備する退職金や企業型確定拠出年金などがあります。

◆また、自分の将来をより安心して迎えるためには、現役時代から自助努力で、少しずつ準備しておくことも大切です。

＜自分の将来のために自助努力で準備できる仕組み＞

	iDeCo	マッチング拠出	選択制DC	新しいNISA（つみたて投資枠）
加入資格	国民年金被保険者（任意加入被保険者）	企業型DC加入者	企業型DC加入者	18歳以上
加入期間	国民年金被保険者である限り可能	本人が拠出を希望する期間	本人が選択を希望する期間	無制限
加入方法	個人で金融機関に直接申込	会社にマッチング拠出する旨の申出	会社に選択掛金を選択する旨の申出	個人で金融機関に直接申込
年間投資額（積立額）上限	国民年金被保険者の種別により相違	事業主掛金額と同額まで	選択できる掛金額により相違	120万円
税制メリット	拠出時～非課税 運用時～非課税 受取時～非課税	拠出時～非課税 運用時～非課税 受取時～非課税	拠出時～非課税 運用時～非課税 受取時～非課税	拠出時～　－ 運用時～非課税 受取時～　－
中途引き出し	原則60歳まで中途引き出し不可	原則60歳まで中途引き出し不可	原則60歳まで中途引き出し不可	いつでも可能
運用できる商品	企業型DCと異なるiDeCo商品	企業型DCと同じ商品から選択	企業型DCと同じ商品から選択	一定の要件を備えた投資信託

上表では確定拠出年金のことをDCと表記しています。

参考　新しいNISAとは？

2014年にスタートした「一般NISA」と2018年にスタートした「つみたてNISA」が一本化され、2024年から開始された新制度です。

	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	240万円
非課税保有限度額（総枠）	1,800万円（枠の再利用が可能）	
投資対象商品	長期の積立・分散投資に適した一定の投資信託	上場株式・投資信託等

第2章　確定拠出年金の仕組み～企業型

1．企業型確定拠出年金～5つのポイント

◆企業型確定拠出年金とは、会社から定期的に拠出される掛金を、従業員が自らの判断で提示された運用商品の中から選択して運用を行い、60歳以降にその時の運用実績を受取る仕組みです（運用の成果は従業員本人に帰属します）。

◆企業型確定拠出年金には5つのポイントがあります。

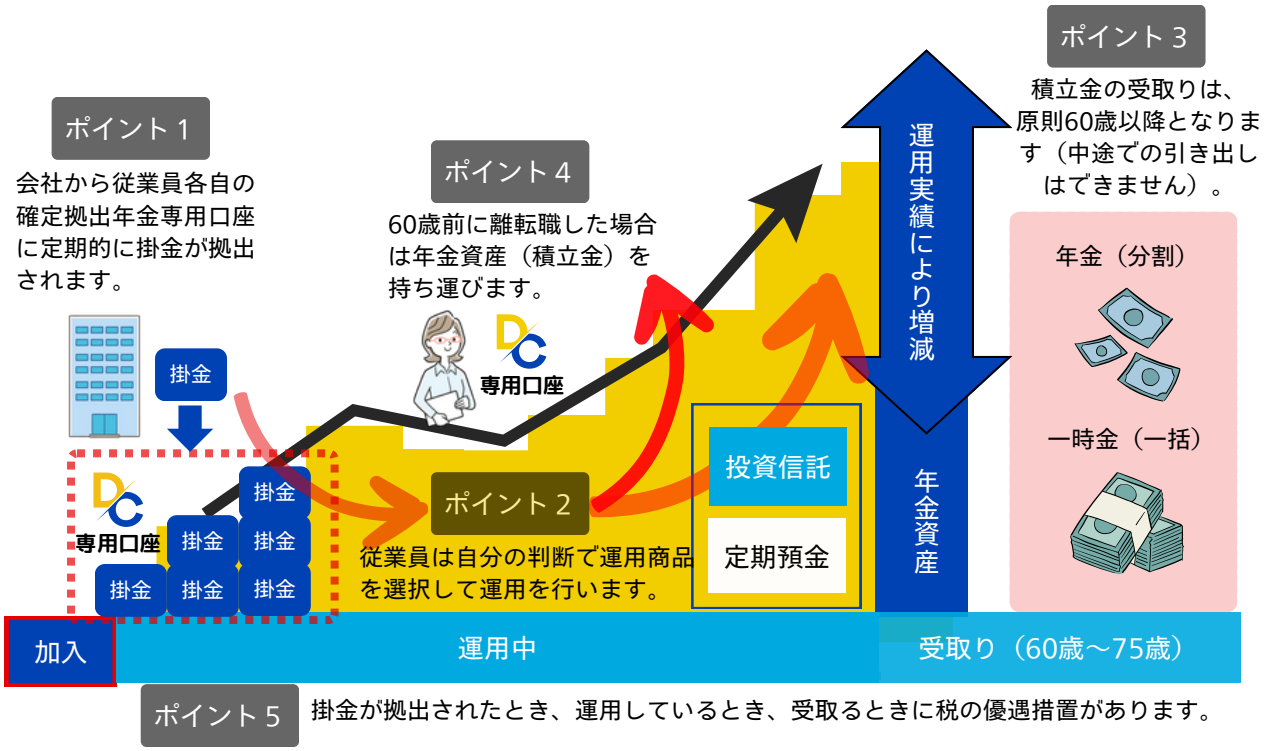

2．企業型確定拠出年金の掛金

◆企業型確定拠出年金の掛金には、会社が採用しているプラン内容に沿った掛金の種類があります。

◆自分が加入するプランと拠出される（拠出できる）掛金を確認しましょう。

掛金の種類	プラン内容	掛金負担	拠出方法
事業主掛金	全員加入プラン	会社	会社から自動的に拠出
選択掛金	選択制DCプラン	従業員	選択給与（手当）から自分で選択
加入者掛金	マッチング拠出制度の有無	従業員	制度がある場合に自分で選択

◆自分が拠出できる掛金をチェックしましょう！

事業主掛金	選択掛金	加入者掛金
あり・なし	あり・なし	あり・なし

法令上、選択制DCの掛金は《事業主掛金》として拠出され、マッチング拠出の掛金は《加入者掛金》として拠出されます。

3．企業型確定拠出年金のプラン内容

◆全員加入プラン

・原則、従業員（厚生年金被保険者）全員が加入するプランです。
・ただし、加入対象者は企業型年金規約により定義されます。

◆選択制DCプラン

・給与（または賞与）の一部を、確定拠出年金で積立てするか、引き続き、給与として受取るか、従業員が自分で自由に選択するプランです。
・全員加入のプランと併用しているケースや、選択制DCプランのみのケースもあります。

《選択制DCプランのイメージ》 ※金額は月額

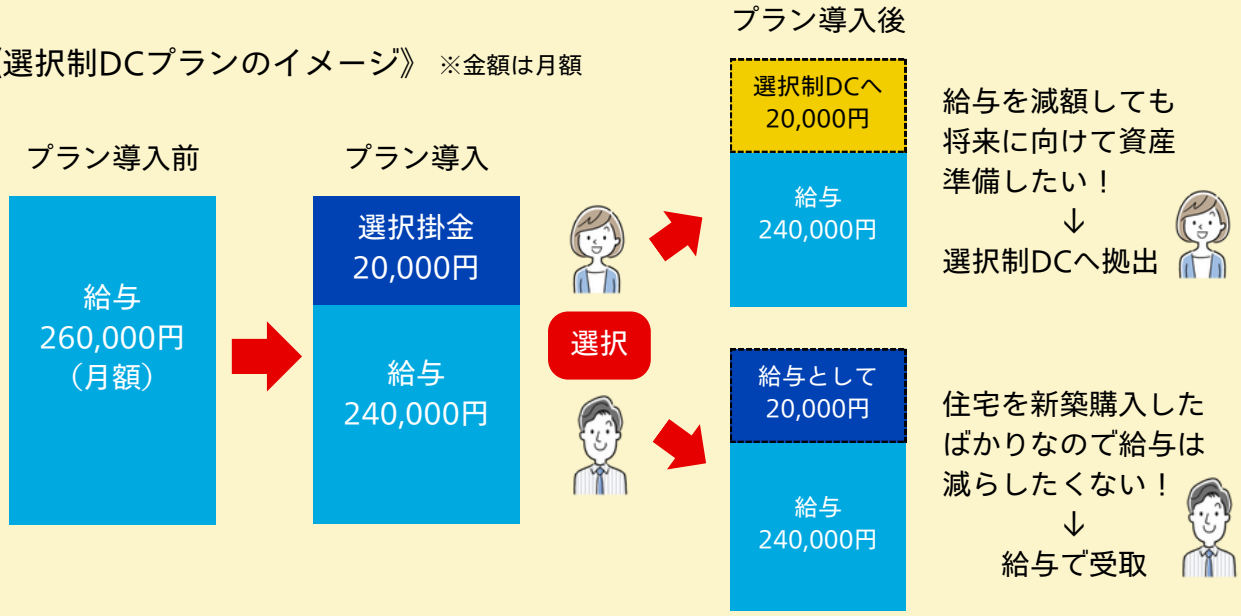

◆マッチング拠出

・事業主から拠出される掛金額を上限として、自分自身で掛金を上乗せできる制度です。
・マッチング拠出の掛金（加入者掛金）は、給与天引き後、事業主経由で拠出されます。
・加入者掛金は、全額が所得控除の対象となります。

《マッチング拠出のイメージ》 ※金額は月額

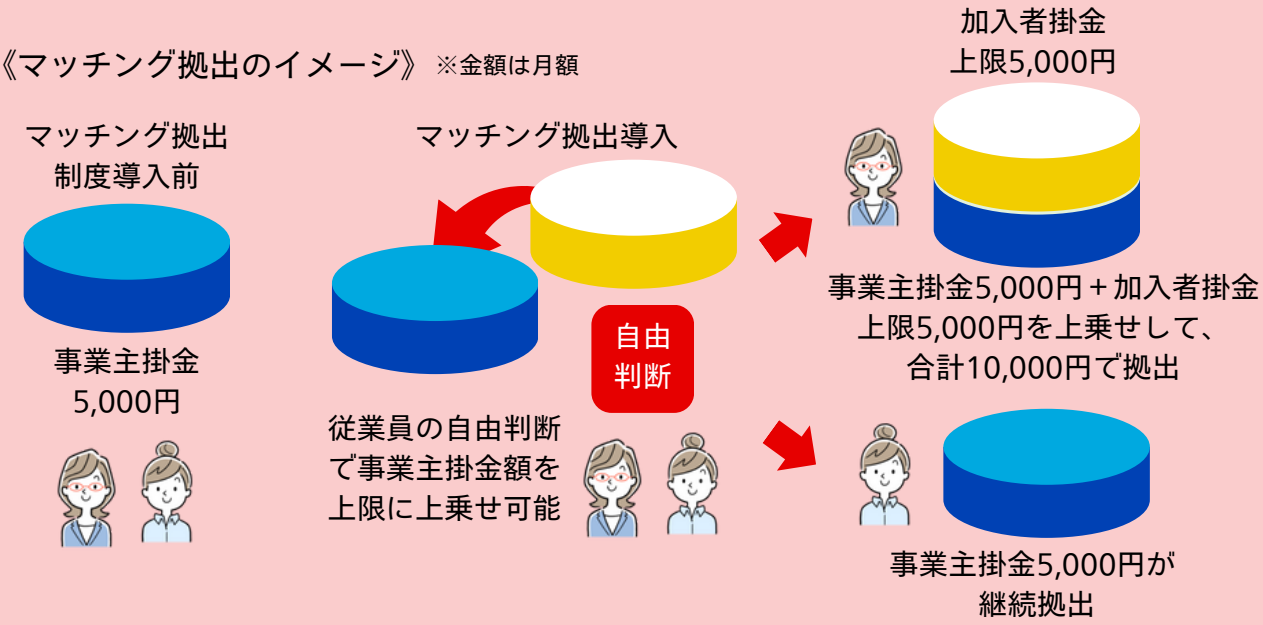

第3章　確定拠出年金の仕組み～iDeCo

1．iDeCo～5つのポイント

◆iDeCoとは、個人が自由判断で加入することができる制度で、自分の将来に向けて効率的に資産形成（老後資金を準備）する方法です。
◆iDeCoへの加入手続きは、自分自身で行います。
◆iDeCoには5つのポイントがあります。

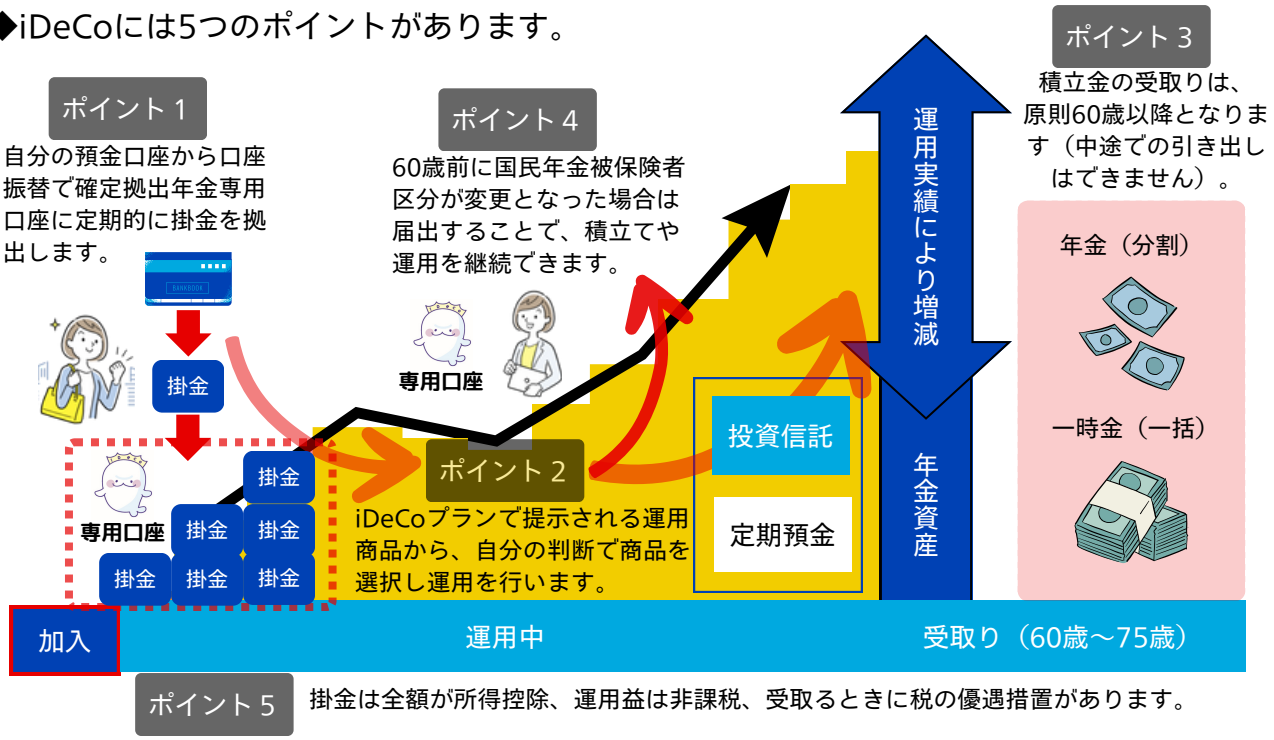

2．iDeCoの加入資格と掛金上限額

◆iDeCoは、自分自身で拠出する掛金額を決め、原則、口座振替で専用口座に拠出します。
◆iDeCoで拠出できる掛金額は「最低5,000円（月額）～国民年金被保険者の加入区分に応じた掛金上限額（月額）」の範囲で1,000円単位となります。

加入区分	加入対象となる人	加入対象とならない人	月額掛金上限	加入可能年齢
第１号被保険者	20歳以上60歳未満の自営業者、その家族等	・農業者年金の被保険者 ・国民年金の保険料納付免除者	月額68,000円 *1	60歳
第２号被保険者	厚生年金被保険者*3（会社員・公務員）（共済年金被保険者）	・企業型確定拠出年金の加入者で、掛金が毎月拠出になっていない人 ・企業型確定拠出年金の加入者で、マッチング拠出を選択している人	別表	65歳
第３号被保険者	厚生年金被保険者に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者	－	月額23,000円	60歳
国民年金任意加入被保険者	国民年金任意加入者*2	－	月額68,000円 *1	任意加入被保険者期間

◆第2号被保険者の月額掛金上限（別表）

	加入資格	掛金上限
第２号被保険者 会社員 公務員等 （共済年金被保険者）	会社に企業型確定拠出年金や企業年金*4がない	月額23,000円
	企業型確定拠出年金のみに加入している	月額20,000円 *5*6
	企業型確定拠出年金と企業年金の両方に加入している	
	企業年金のみに加入している	
	公務員	

《iDeCo加入にあたっての＊注記・留意事項》

*1　国民年金基金または国民年金付加保険料との合算枠となります。

*2　国民年金任意加入被保険者とは、60歳以上65歳未満で、国民年金の保険料の納付期間が480ヵ月に達していない方、20歳以上65歳未満の海外居住者で、国民年金の保険料の納付期間が480ヵ月に達していない方。

*3　65歳以上の厚生年金被保険者で加入期間が120ヵ月以上ある方（老齢年金の受給権を有する方）は国民年金第2号被保険者とはなりません。

*4　企業年金とは、確定給付企業年金、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済をいう。

*5　月額55,000円－（各月の企業型確定拠出年金事業主掛金額＋DB等※の他制度掛金相当額）が上限（ただし5,000円~20,000円の範囲内で1,000円単位）。

※DB等とは確定給付企業年金（DB）、厚生年金基金、石炭鉱業年金基金、私立学校教職員共済制度、公務員の退職等年金給付（共済）をいいます。

*6　確定拠出年金事業主掛金額およびDB等の他制度掛金相当額の状況によっては、iDeCoの掛金上限額が減額となったり、iDeCoに加入できない場合があります。該当の方は会社にご確認ください。

3．iDeCoに加入できない人

◆次に該当する方はiDeCoに加入することができません。

・iDeCoの老齢給付金を受給（一括受取りを含む）している／したことがある方。

・老齢基礎年金を繰上げ受給している方（特別支給の老齢厚生年金の繰上げも含む）。

・上記*6によりiDeCoの最低掛金月額（5,000円）を下回る方。

4．iDeCoの掛金の特徴

◆iDeCoの掛金は変更することができます。

※ただし、変更できるのは「12月から翌年11月までの間」の年1回に制限されています。

◆iDeCoの掛金を（一時）中断することができます。

※中断のタイミングに制限はありません（本人の希望によりいつでも中断が可能です）。

◆iDeCoは掛金の中から手数料が控除されます。

※例えば掛金を月額10,000円とした場合、10,000円から月額手数料が控除された金額が自分のiDeCo専用口座に積立てられます。

※なお、掛金を中断している間も運用は継続されるため、所定の管理手数料がかかります（中断期間中の手数料は、1年に1回、資産残高から控除されます）。

企業型確定拠出年金とiDeCoの違いは？

企業型・iDeCoともに確定拠出年金ですので「仕組みは同じ」ですが、次の点が異なります。

✓掛金の拠出する主体＝企業型は企業が拠出、iDeCoは自分で拠出

✓掛金の税制上の扱い＝企業型は課税対象外、iDeCoは課税後に所得控除（自分で手続き）

✓運営手数料の負担者＝企業型は企業が負担、iDeCoは自分で負担

第4章　確定拠出年金の仕組み～企業型・iDeCo共通

1．運用～自分で運用（企業型・iDeCo共通）

◆自分が加入するプランにおいて、あらかじめ提示されている運用商品ラインナップの中から、自分の判断で運用する商品を自ら選択します。

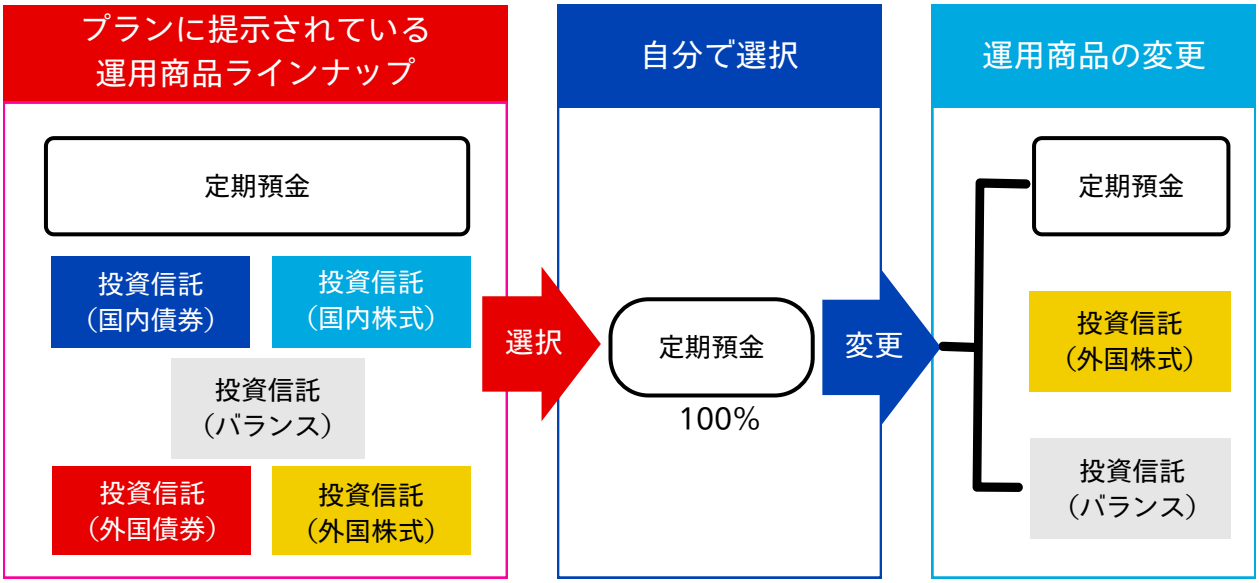

注）運用商品の選択・変更手続きを表したものであり、記載している運用商品の選択・変更を斡旋・推奨するものではありません。

◆確定拠出年金の専用口座に積立てられた年金資産は運用実績によって増減します。

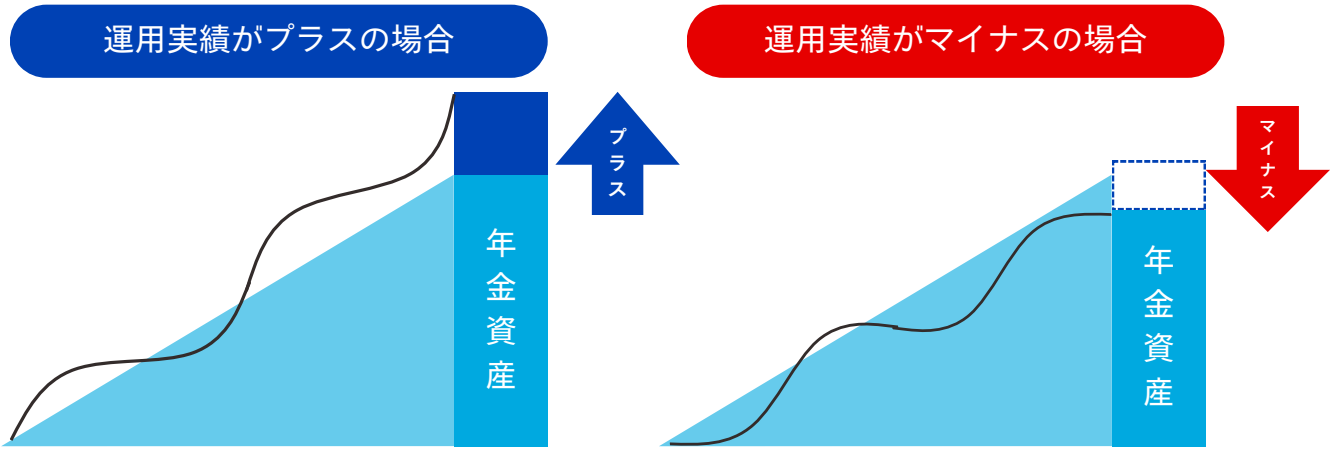

◆選択した運用商品は、いつでも変更することができます。変更手数料も無料です。

◆運用商品の変更はパソコン・スマートフォンなどでWeb（インターネット）経由で行うことが可能です。Webでは、主に次の内容が確認・操作できます。

- 確定拠出年金専用口座の資産残高の確認
- 掛金累計
- 評価損益
- 運用商品の詳細
- 掛金で運用している商品の変更（配分変更）
- 積立金の預け替え（スイッチング）など

◆加入者Web（インターネット）の詳細については37･38ページ参照

2．給付～受取りは原則60歳から（企業型・iDeCo共通）

◆老齢給付金～確定拠出年金の資産は、原則60歳以降に老齢給付金として受取ります。

60歳未満	原則60歳以降
60歳未満は受取りできません。	原則60歳以降に受取りできます。
NO	YES

・確定拠出年金の老齢給付金は、原則60歳以降の自分の希望するタイミング（時期）に、自分自身で手続き（裁定請求）することにより受取りできます。
・75歳までに手続きを完了させる必要があります。

◆老齢給付金の受取方法は、年金（分割）または一時金（一括）、年金と一時金の併給など、老後の生活スタイルや考え方などに合わせて選択できます。

一括で受取ると散財してしまうので、コツコツ受取り日々の生活を充実！	老後の資金は準備済み！確定拠出年金の資産は夢だった家族旅行！	欲しいものはあるけど日々の暮らしも安定させたい！
年金（分割）で受取る	一時金（一括）で受取る	年金と一時金の併給にする

◆通算加入者等期間*が10年に満たない場合、老齢給付金の受取開始年齢が繰下げされます。
*通算加入者等期間とは･･･60歳時点での企業型確定拠出年金やiDeCoの加入者期間と運用指図者期間のすべてを合算した期間のことをいいます。

通算加入者等期間	受取開始年齢
10年以上	60歳～
8年以上10年未満	61歳～
6年以上8年未満	62歳～
4年以上6年未満	63歳～
2年以上4年未満	64歳～
1ヵ月以上2年未満	65歳～

遅くとも75歳までに受取開始

注意　60歳以降に「初めて」確定拠出年金に加入した（通算加入者等期間を有しない）場合、確定拠出年金に加入した日から5年を経過した日以降の受取りとなります。

◆その他の給付 ～ 一定の条件に該当する場合は、60歳前に給付されます。

給付の種類	給付開始時期	受取方法
障害給付金	法令で定められた障害状態であるとき	一時金または年金
死亡一時金	死亡したとき	一時金

3．税制優遇～さまざまな優遇措置（企業型・iDeCo共通）

◆掛金拠出のとき・運用しているとき・受取るときそれぞれに税制優遇があります。

【掛金拠出のとき】

企業型

会社から拠出される掛金は、給与とはみなされません。
そのため、所得税や住民税、社会保険料等の対象とならない税の優遇措置があります。

iDeCo

自分が拠出した掛金の全額が所得控除の対象となり、年末調整や確定申告により所得税の還付や、住民税が軽減される税の優遇措置があります。

【運用しているとき】

・確定拠出年金の専用口座で資産を運用した結果で得た収益には課税されません。
（一般の運用では収益に対し20.315%の利子所得税が課税されます）
・確定拠出年金の口座は加入してから60歳以降の受取りが終了するまでのあいだは非課税です。

【受取るとき】

・確定拠出年金の資産は受取るときに課税対象となりますが、各種控除が適用されることから、一定の金額までは課税されません。

	老齢給付金	障害給付金	死亡一時金
年金	雑所得 公的年金等控除の適用	非課税	――
一時金	退職所得 退職所得控除の適用	非課税	相続税の 課税対象

＊税の取扱いについては、最寄りの税務署またはタックスアンサーにてご確認ください。

補足

特別法人税･･･企業年金の積立金は法人税法では課税されます。そのため、確定拠出年金の積立金にも一律1.173%の特別法人税が課税されます。ただし、現在、課税は凍結中ですのでかかりません。

復興特別所得税･･･東日本大震災からの復興財源を確保するために2013年から2037年までの25年間の各年分の所得税の額に2.1%を乗じた金額が、追加的に課税されます。

4．持ち運び～離職・転職した時の取扱い（企業型）

◆60歳前に離職・転職、国民年金の被保険者区分が変更となった場合等は、積立金を持ち運び（積立てや運用を継続）できます（ポータビリティといいます）。

ここでは、確定拠出年金のことをDCと表記しています。

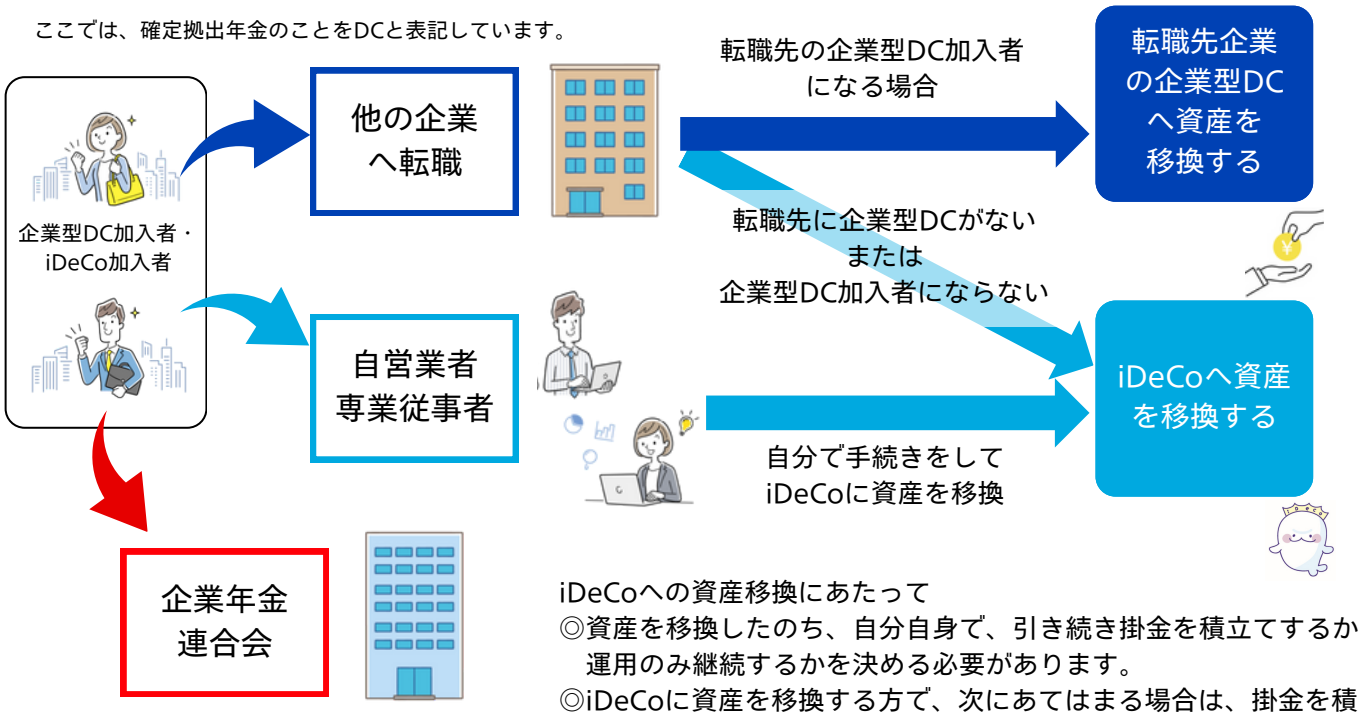

「通算企業年金」へ資産を移換する
*企業型年金規約をご確認ください
（注）iDeCoの資産は移換できません

iDeCoへの資産移換にあたって
◎資産を移換したのち、自分自身で、引き続き掛金を積立てするか運用のみ継続するかを決める必要があります。
◎iDeCoに資産を移換する方で、次にあてはまる場合は、掛金を積立てすることはできず、運用のみ行う運用指図者となります。
・農業者年金の被保険者
・国民年金の保険料を免除されている方

◆退職後６ヵ月以内に必ず「移換」の手続きを、自分自身で行います。

・離職・転職などした場合における、年金資産の移換手続きは、必ず「6ヵ月以内」に自分自身で行う必要があります。6ヵ月以内に手続きされない場合、これまでの年金資産は現金化されて、国民年金基金連合会（国の外郭団体）に「自動移換」されます。
※移換手続きはインターネット経由や金融機関の窓口で行えます。

・自動移換されると、年金資産は現金で管理されるほか、通算加入者等期間が不算入になり、さらに移換されたとき・移換されている間・移換された資産を取り戻すとき、すべての状況において各種手数料がかかるなどの不利益が生じますので、十分にご留意ください。

◆脱退一時金（特例）※以下のそれぞれの要件をすべて満たす場合に限り、脱退一時金を請求できます。

個人別管理資産が15,000円以下の場合	(1) 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者およびiDeCo運用指図者でないこと (2) 個人別管理資産の額が1.5万円以下であること (3) 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から６ヵ月を経過していないこと
個人別管理資産が15,000円を超える場合	(1) 企業型DC加入者、企業型DC運用指図者、iDeCo加入者およびiDeCo運用指図者でないこと (2) 最後に企業型DCの資格を喪失した日の翌月から６ヵ月を経過していないこと (3) 60歳未満であること (4) iDeCoに加入できない者であること（8ページ・9ページ参照） (5) 日本国籍を有する海外居住者（20歳以上60歳未満）でないこと (6) 障害給付金の受給権者でないこと (7) 企業型DCの加入者およびiDeCoの加入者として掛金を拠出した期間が５年以内であること または、個人別管理資産の額が25万円以下であること

注）iDeCoの場合、持ち運びの取扱いや脱退一時金の受給要件が上記と異なります。詳しくはお問い合わせください。

5．確定拠出年金の種類とサポートする機関

◆確定拠出年金の種類

企業型確定拠出年金	会社が実施主体となって掛金を拠出し、その掛金を従業員が自分の判断で商品を選択して運用を行う制度です。 （会社によっては、従業員が任意で掛金を上乗せ拠出できるマッチング拠出を導入している場合や、従業員が自らの判断により掛金額を選択して拠出する選択制DCを導入している場合もあります 。）
iDeCo （個人型確定拠出年金）	国民年金基金連合会が実施主体となり、民間の金融機関（運営管理機関・受付金融機関）と連携して行う制度です。 個人が自ら金融機関を選択して申込を行い、加入者（掛金を拠出する人）または運用指図者（運用のみ行う人）となります。

◆確定拠出年金の関係機関

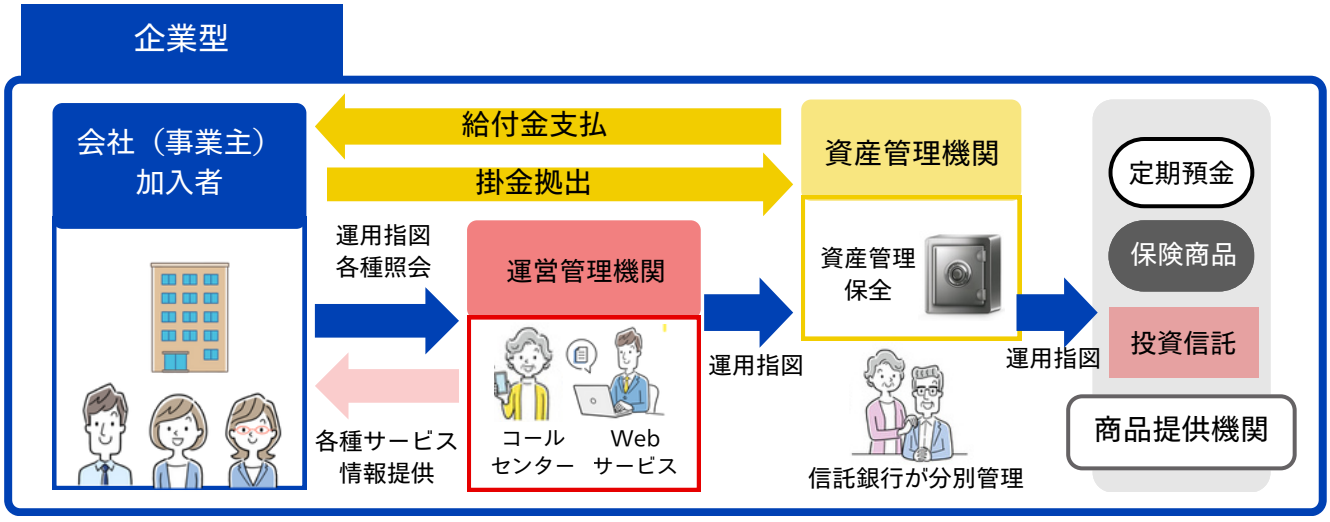

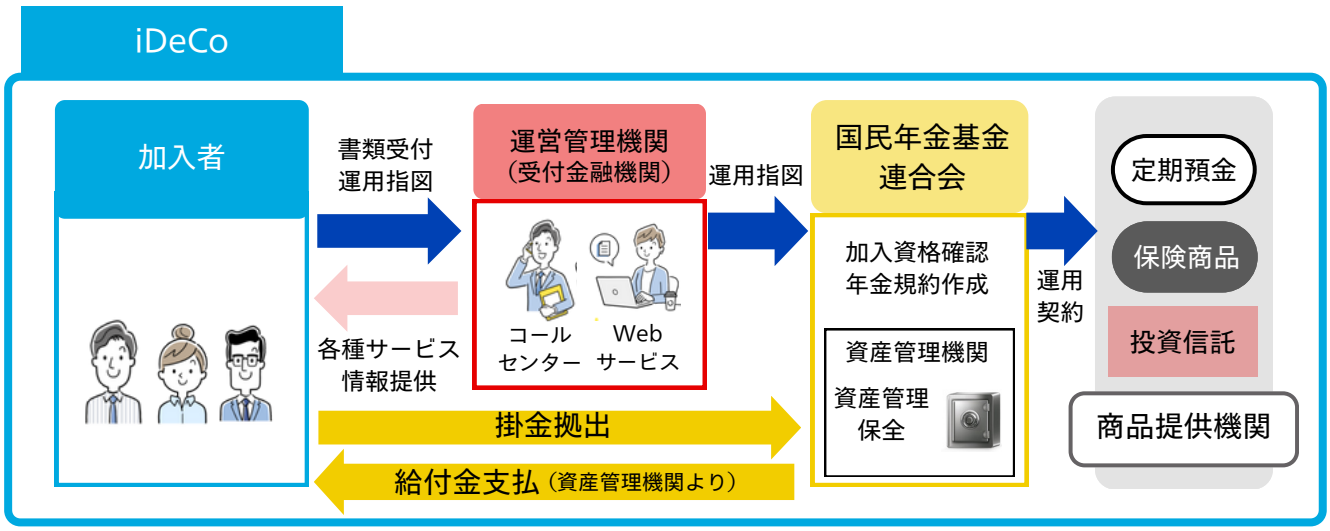

◆確定拠出年金の関係機関の主な役割

【運営管理機関】もっぱら加入者を最優先とした運用商品の選定・提示を行い、加入者が運用商品を選択するために必要な情報の提供を行います。また、法令を遵守し、加入者のため忠実に業務を遂行する義務を負います。そのため、加入者以外の第三者の利益を図る目的で行動することや、加入者等に個別の運用商品を斡旋や推奨することも禁じられています。

【資産管理機関】確定拠出年金で拠出された掛金を自身の財産から分離し、加入者個人の資産として分別管理します。資産管理機関も法令や資産管理業務などを遵守し、加入者のために業務を遂行する義務を負います。

【商品提供機関】加入者等が拠出した掛金を運用する金融商品（運用商品）を提供する金融機関。 運用商品提供機関が破綻した場合、各運用商品の取扱いについては、各機関の業務について定めた法律等の規定に基づいた保護措置（セーフティネット）が取られます。

【国民年金基金連合会】iDeCoにおいて、年金規約の作成や加入資格の確認、積立金の管理などを行います。企業型における事業主と同様の責務および禁止行為が法令で定められています。

＜参考＞確定拠出年金行為準則（iDeCo）

◆運営管理機関の役割

①運用関連業務

・個別の運用商品を選定し、提示すること。

・選定・提示した運用商品に関する情報を提供すること。

②記録関連業務

・加入者等の氏名、住所、個人別管理資産、その他の加入者等に関する事項を記録、保存および通知すること。

・加入者等が行った運用の指図の取りまとめ、およびその内容を国民年金基金連合会へ通知すること。

・給付について裁定を行ない、裁定を行ったときにはその内容を国民年金基金連合会に通知すること。

◆運営管理機関の行為準則等

①法令、法令に基づく厚生労働大臣の処分、運営管理契約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければなりません。

②加入者等の個人情報を保管します。また、個人の同意やその他の正当な理由がある場合を除いて、業務に必要な範囲内のみで使用・保管しなければなりません。

③次のような行為は禁じられています。

・運営管理契約を締結する際に、加入者等の損失の全部あるいは一部を負担することを約束すること。

・運営管理契約を締結する際に、加入者等また契約の相手方に特別の利益を提供することを約束すること。

・運用関連業務に関して発生した加入者等の損失の全部または一部を補てんしたり、加入者等の利益に追加するために、当該加入者等または第三者に対して利益を自ら提供した第三者に提供させること（自己に責任のある事故による損失の全部または一部を補てんする場合を除きます）。

・運営管理契約締結の勧誘の際または解除を妨げるために、運営管理業務に関する事で契約相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要事項を故意に告げなかったり、不実のことを告げること。

・ここでいう重要事項には次のことが含まれます。

‣委託または再委託を受けることができる運営管理業務の種類と内容

‣再委託する確定拠出年金運営管理機関の名称と住所、および再委託しようとする運営管理業務の内容

‣自己および再委託しようとしている確定拠出年金運営管理機関の業務の状況

‣運営管理業務に関する処分の有無（処分を受けたことがある場合は、当該処分の内容）

・自分たち、または加入者等以外の第三者の利益を図るために、特定の運用商品を提示すること。

・加入者等に対して、提示した運用商品のうち特定のものについて指図を行うこと、または行わないことを勧めること。

・加入者等に対して、年金制度、提示した運用商品、提示した運用商品について他と比較した事項等に関して、不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げたり表示したりすること。

・加入者等が運営管理機関を選択できる場合、加入者等の判断に影響を及ぼすこととなる事項について、故意に事実を告げなかったり、または不実のことを告げること。

◆国民年金基金連合会の役割

①個人型年金規約の作成

②個人型年金加入者の加入資格審査

③掛金の収納管理

④掛金拠出限度額の管理

◆国民年金基金連合会の行為準則等

①法令、法令に基づく厚生労働大臣の処分、個人型年金規約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければなりません。

②加入者等の個人情報を管理します。また、個人の同意やその他の正当な理由がある場合を除いて、業務に必要な範囲内のみで使用・保管しなければなりません。

③次のような行為は禁じられています。

‣自分たち、または加入者等以外の第三者の利益を図るために、運営管理業務の委託契約や事務委託契約を締結すること。

‣運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、特定の運用の方法を個人型年金加入者等に対し提示させること。

‣運用関連業務を委託した確定拠出年金運営管理機関に、個人型年金加入者等に対して、提示した運用の方法のうち特定のものについて指図を行うことまたは行わないことを勧めさせること。

‣個人型年金加入者等に、特定の運用方法について指図を行うことまたは行わないことを勧めること。

‣個人型年金加入者等に、運用の指図を連合会または個人型年金加入者等以外の第三者に委託することを勧めること。

‣個人型年金加入者等に、当該個人型年金加入者等に係る運営管理機関を行う確定拠出年金運営管理機関として特定のものを指定し、またはその指定を変更することを勧めること。

この内容は確定拠出年金法、その他関係法令に基づき掲載しています。

第5章　資産運用の基本知識

1．ふやすとためる

◆確定拠出年金には、資産を「ふやす」ための運用商品である「投資信託」と「ためる」ための運用商品である「元本確保型商品」が用意されています。

◆確定拠出年金における運用のポイントは、運用商品ラインナップの中から特性の異なる複数の運用商品をバランスよく組合わせることです。

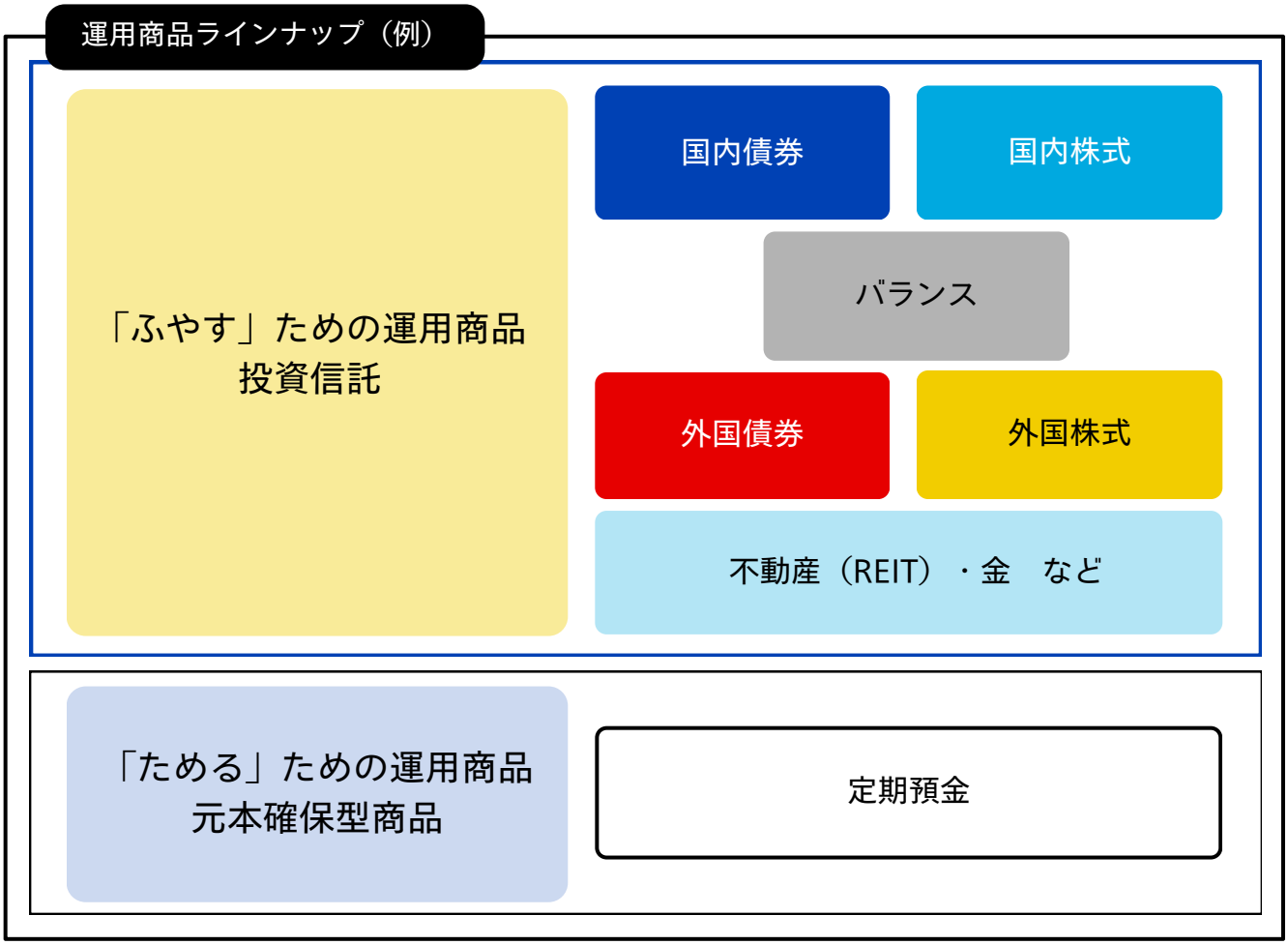

投資信託

毎日価格が変動する運用商品

●毎日価格が変動するため、投資した元本が目減りする可能性はありますが、高い収益性が期待できる運用商品です。
●経済環境や国・会社などの信用力などの影響を受けます。

元本確保型商品

元本が保証される運用商品

■満期まで保有した場合は、元本に利息が付き目減りすることがない運用商品です。
■値動きがないため、資産が増減することもなく、高い収益性は期待できません。

2．リターンとリスクを知る

◆すべての運用商品には「リターン」と「リスク」があります。

◆資産運用におけるリターンとは、運用によって得られる収益（または損失）のことを表します。一方で、リスクは一般的に「危険」と訳されることが多いですが、資産運用におけるリスクとは、投資金額に対する「値動きの変動幅（ブレ幅）」のことを示します。

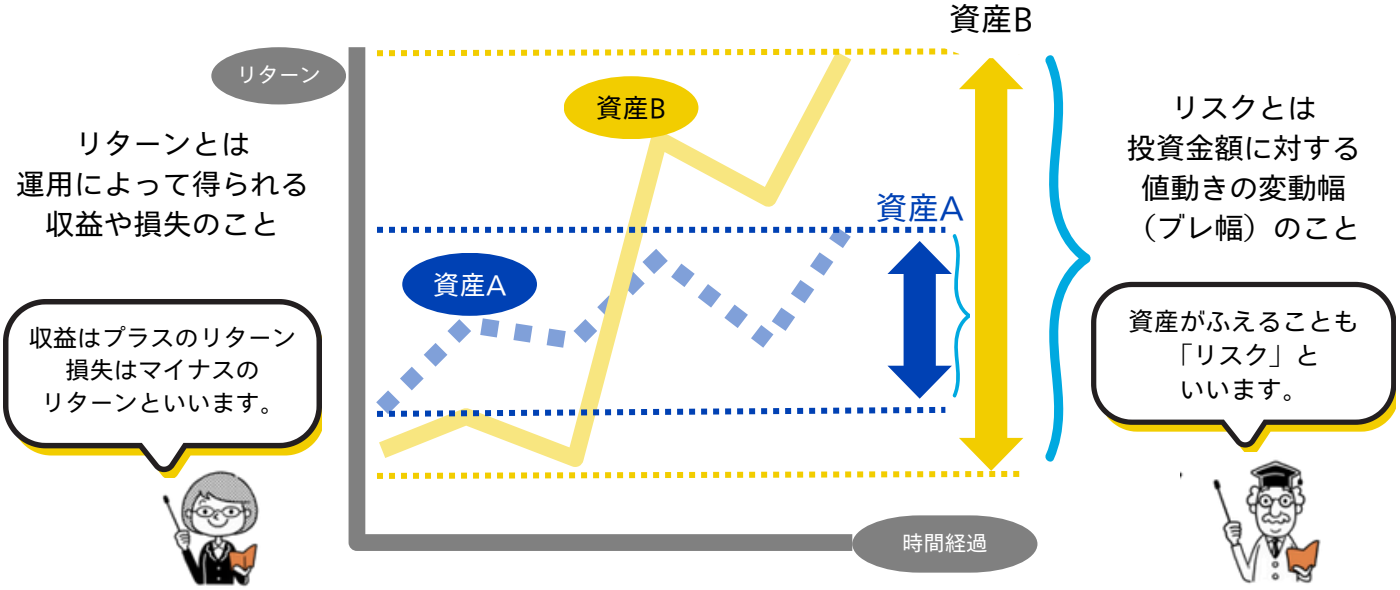

3．元本確保型商品のリスク（インフレリスク）

◆元本確保型商品には「インフレリスク」というリスクがあります。

◆インフレとは、インフレーションの略で、物価（物の値段）が上がり、お金の価値が下がることをいいます。

	1980年	2023年	値上がり額 （値上がり率）	2050年予測
コーヒー１杯 （喫茶店）	247円	459円	+212円 （1.86倍）	854円？
理髪料	2,227円	3,683円	+1,456円 （1.65倍）	6,077円？

出典＊総務省統計局 小売物価統計調査より　数値は四捨五入
＊2050年予測は2023年の実績値×値上がり率で算出

◆インフレリスクとは、インフレによって将来の実質的な購買力を確保できなくなる可能性のことで、元本確保型商品は貯蓄（お金）と同様のため、将来的には物価に見合う価値がなくなる（価値が減少する）というリスク＝ブレ幅があります。

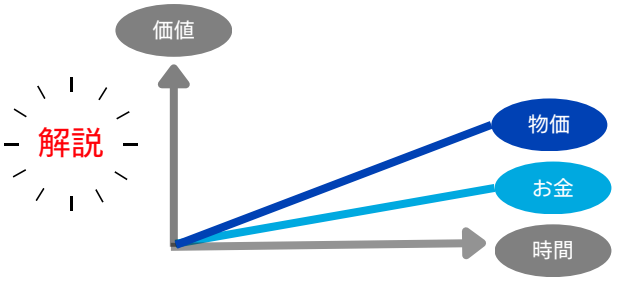

・現在は、約460円あれば喫茶店でコーヒー1杯飲めますが、2050年は460円でコーヒーが飲めない可能性が高いです。
・元本確保型商品（お金）の価値は、現在も2050年も460円で同じ価値のため、2050年時点でコーヒーは1杯854円となっているので、460円ではコーヒーは飲めません。
これがインフレリスクです！

4．投資対象となる資産の概要と特徴～株式・債券・外国資産など

◆「**ふやす運用**」の投資対象で元本が確保されていないもの

① 株式

●株式とは、企業が事業のために資金を調達する際に発行するものです。
●投資家（株主）は、投資した企業の業績に応じて配当を得たり、株式を売買することで収益を得ることができます。

株式の仕組み

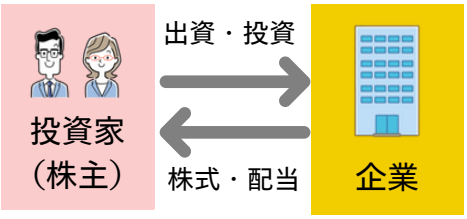

株式の値動き

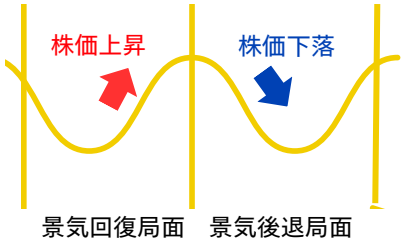

●投資対象の中でも、株式（国内株式・外国株式）は大きなリターンが期待できる資産ですが、値動き（リスク）も大きい資産です。

◎株式が値動きする要因は「需要と供給」と「企業の業績」

解説
・株式を買いたい人が、売りたい人より多くなると株価は上がりますが、逆に、株式を売りたい人が買いたい人より多くなると株価は下がります。
・その企業の業績向上や成長性が見込まれると、配当や企業価値も上がると期待されるため株価は上昇します。景気の回復局面では、企業の業績向上が期待されることから株式を買いたい人が多くなる可能性が高くなり、全体的に株価を押し上げる要因になります。

② 債券

●債券とは、国や企業などが資金を調達するために発行する証券です。
●国が発行する「国債」や企業が発行する「社債」が代表例で、社債には通常期間があり、期間満了（満期）まで保有すると元本が戻り、期間中は利息が付きます。

債券の仕組み

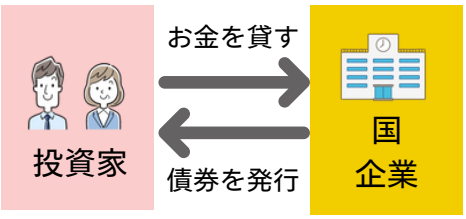

債券の値動き

債券の価格は、世の中の金利の動きに影響を受け金利が上がれば債券価格が下がり、金利が下がると債券価格は上がります。

●債券は満期まで保有すれば元本（額面金額）は戻りますが、市場で売却できるため、元本より高く売れたり、元本を下回る等の値動き（リスク）があります。

◎債券の価格は、各国の「金融政策」に影響を受けます

解説
・ニュースなどで「日銀が政策金利を･･･」というコメントを聞いたことがあると思います。
・各国の中央銀行（日本の場合は日銀）は、自国経済の景気や物価の安定を図る目的で金利を調整しており、景気が悪いときは「金利を下げて」消費を活性化させ、景気が過熱ぎみのときは「金利を上げて」消費を抑制させますが、債券はこの金融施策に影響されます。

③ 外国資産（外国株式・外国債券）

●外国の資産に投資する場合、購入時には購入時点の「為替レート」で、売却時には売却時点の「為替レート」で、日本円と外国通貨を交換する必要があります。
●そのため、為替レートの状況により購入・売却の価格が変動します。

外国資産購入の仕組み

為替レート（イメージ）

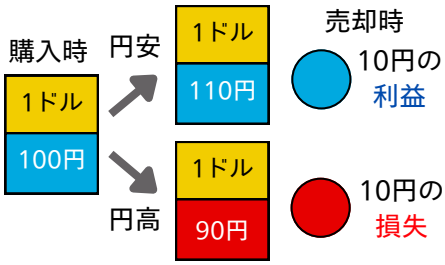

●外国の株式や債券などを対象とする運用商品は、株式や債券の変動要因に加えて為替レートの影響を受けるため、その分値動き（リスク）が大きくなります。

外国資産で運用するときのポイント

解説

・外国資産を保有しているときは「為替レート」の動きで、自分が保有している外国資産の状況をイメージすることができます。
・投資している資産が米ドルで換算されている場合、「円：ドル」為替レートが投資した時期より「円高」になっている時「評価額は低下」しており、投資した時期より「円安」になっている時「評価額は上昇」しているのが一般的で、為替レートの確認が大切です。

④ その他の資産（不動産・新興国・金など）

●確定拠出年金でラインナップされている運用商品には、国内株式・国内債券・外国株式・外国債券、この4つを組合わせたバランス型のほか、不動産（REIT）や新興国*の株式・債券、金地金に投資する運用商品もあります。
●自分が選択できる運用商品のラインナップに、これらの運用商品がある場合は、必ずその商品の特徴やリスクを確認しましょう。

*新興国；G20に参加する中国やインド等を中心に、高い経済成長を遂げている国々のこと（内閣府HPより）

5．投資対象となる資産の概要と特徴～元本確保型商品

◆「**ためる運用**」の投資対象で元本が確保されているもの

定期預金と保険商品

●満期まで保有することで元本に利息が付きます。
●預入したときの利率は満期まで変わりません。
●満期日には元本と利息がまとめて同じ商品に自動継続されます。

元本確保型商品のセーフティネット

解説

・定期預金～預金保険制度により元本1,000万円とその利息が保護されます。
・保険商品～生命（損害）保険契約者保護機構により、責任準備金の90%が保護の対象となります。

第6章　資産運用のポイント

1．投資対象ごとのリスクとリターンの関係

◆投資対象となる資産によってリスクとリターンの大きさが異なります。

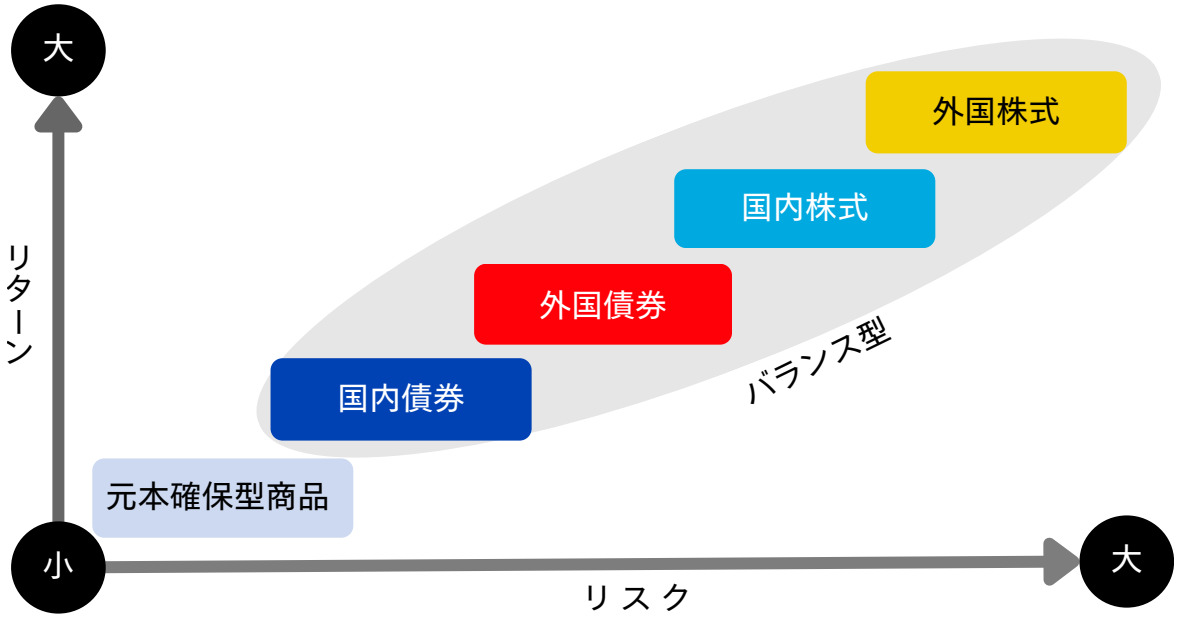

◆確定拠出年金で、より多くの将来資産を確保するためには「ふやす運用」の投資対象となる資産を選択する必要があります。

◆一方で「ふやす運用」にはリスク（値動きのブレ幅）があります。そのため、リスクと上手につき合う方法を活用して、大切な将来の資産を育てていきましょう！

2．リスクと上手につき合う「3つ」の方法

◆リスクと上手につき合う方法は「**長期投資**」・「**継続投資**」・「**分散投資**」の３つ！

長期投資	継続投資	分散投資
長い目で運用する！ 確定拠出年金の資産は60歳まで引き出せないことから自動的に備わっています	定期的に少しずつ購入する！ 確定拠出年金では、一般的に毎月掛金を拠出することから自動的に備わっています	運用商品を組合わせる！ 確定拠出年金での運用商品の選択は自ら行うことから自分自身で実践します

3. 長期投資

◆短期間では、リスクが大きい運用商品も、長期的にみるとプラスとマイナスが打消しあってリスクが小さくなる効果が期待できます。

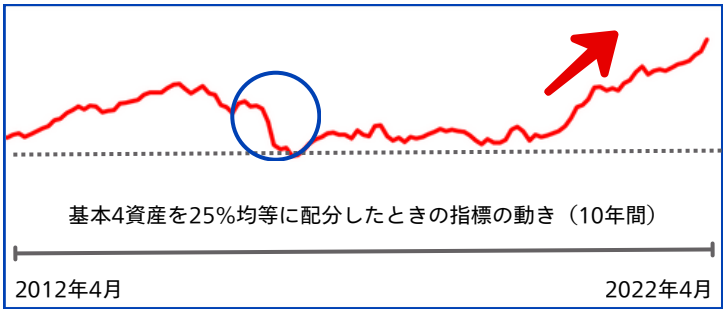

基本4資産（国内株式・国内債券・外国債券・外国株式）の代表的指標となるデータ値をもとに、J-401kオフィス㈱が独自に作成

●一時的に資産が大きく下がる場面もありますが、長期的にみれば資産は上昇しています。
●短期的な動きに「一喜一憂」せずに、中・長期的な視点で大切な資産を見守りましょう。

4. 継続投資（ドル・コスト平均法）

◆価格が日々変動する商品を購入する場合、定期的に一定の金額ずつ（価格が高い時も、安い時も）同じ商品を購入しつづけることで、平均購入単価が低くなる傾向にあります（ドルコスト平均法）。

◆確定拠出年金の掛金で購入する投資信託は、日々価格が変動する商品のため、ドルコスト平均法を活用することができます。

◆投資信託の価格が低下している時は数多くの投資信託を購入することができ、価格が上昇している時には数量の購入を抑制することで、結果として効率的に多くの数量の投資信託を保有できます。

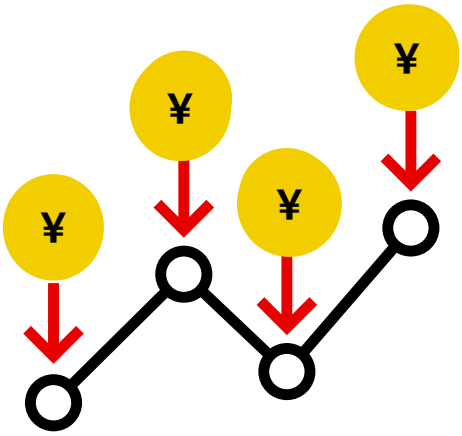

5．分散投資

◆株式と債券など値動きの異なる運用商品を組合わせることによって、資産全体のリスクを抑えながら、ある程度のリターンを期待することができます。

投資対象の分散　株式と債券を組合わせるなど、投資対象となる資産を分散

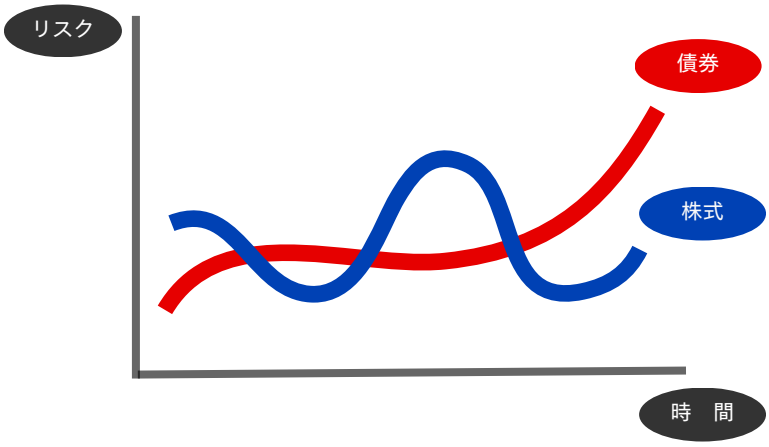

●値動きの異なる投資対象である国内株式と国内債券を組合わせて運用する例です。
●国内株式に比べてリスクを抑えながら、ある程度のリターンが期待できます。

地域・国の分散　国内株式と外国株式を組合わせるなど、国・地域を分散

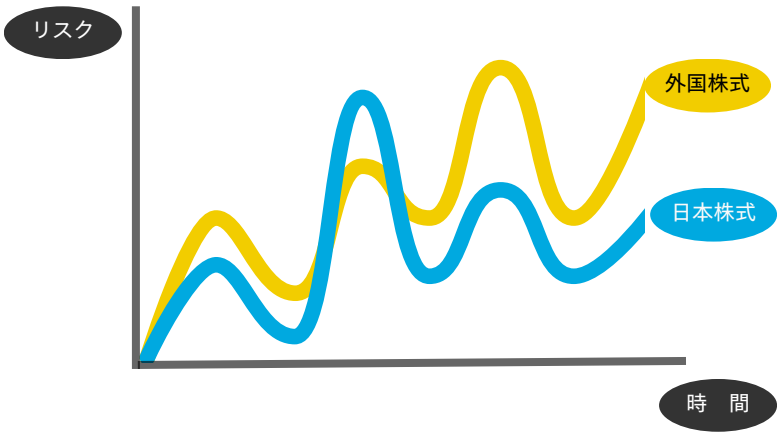

●海外の国・地域に資産を分散して運用する方法です。
●国や地域を分散することで、各国の経済情勢等に伴う変動リスクを低減する効果が期待できます。

6．分散投資の例と効果

◆グラフは、2015年度から2024年度までの10年間におけるGPIF（公的年金の管理・運用機関）における運用実績推移です。2020年度からGPIFは基本4資産に25%ずつ分散投資（右円グラフ）しています。
※2014年10月から2019年3月までは国内債券35%
外国債券15%、国内株式15%、外国株式25%

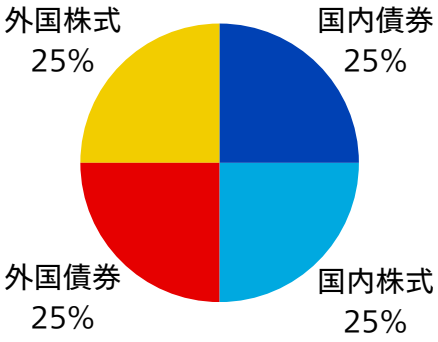

◆GPIFによる公的年金の運用実績は、資産全体における過去10年間の収益率で5.66%となっており、分散投資効果により、一定の収益率（リターン）を確保していることが確認できます。

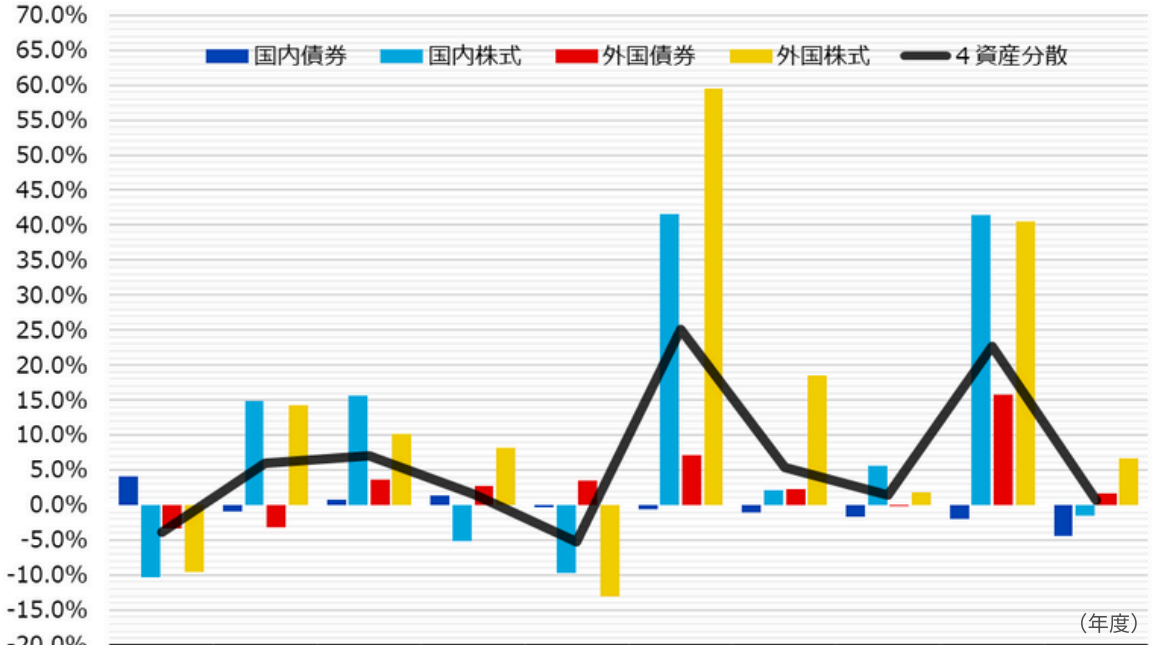

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
国内債券	4.07%	-0.85%	0.80%	1.43%	-0.36%	-0.68%	-0.99%	-1.74%	-2.00%	-4.47%
国内株式	-10.38%	14.89%	15.66%	-5.09%	-9.71%	41.55%	2.12%	5.54%	41.41%	-1.46%
外国債券	-3.32%	-3.22%	3.71%	2.70%	3.55%	7.06%	2.29%	-0.12%	15.83%	1.70%
外国株式	-9.63%	14.20%	10.15%	8.12%	-13.08%	59.42%	18.48%	1.84%	40.46%	6.62%
4資産分散	-3.88%	5.93%	6.99%	1.54%	-5.26%	25.15%	5.42%	1.50%	22.67%	0.71%

＊グラフは、GPIF公表「2024年度運用状況（業務概要書）」に掲載されているデータに基づきJ-401kオフィス㈱が独自に作成

◆リスクと上手につき合う「**長期投資**」「**継続投資**」「**分散投資**」をクリアしましょう！

●確定拠出年金の掛金による運用では、リスクと上手につき合う方法の２つは自動的にクリアしています！
●あとは自分で分散投資を実践することで、すべての方法がクリアできます！

＜参考＞公的年金の資産運用

●公的年金の資産運用においては、複数の資産に投資することで、リスクを抑えながら期待収益率を上げる「分散投資効果」を用いて、基本ポートフォリオ（長期的な観点からの資産構成割合）が策定されています。

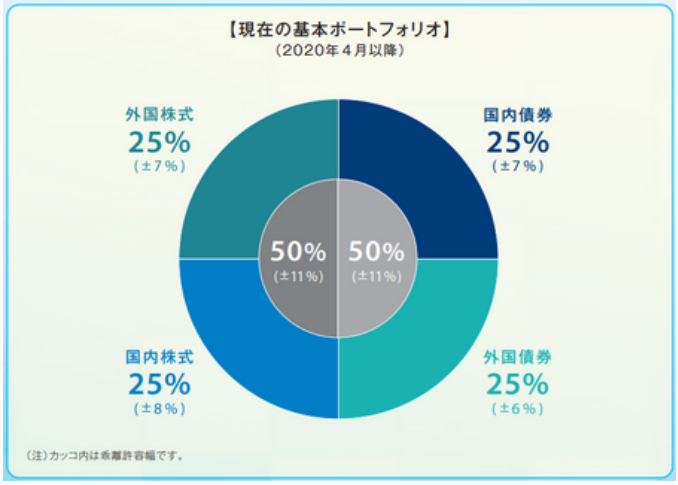

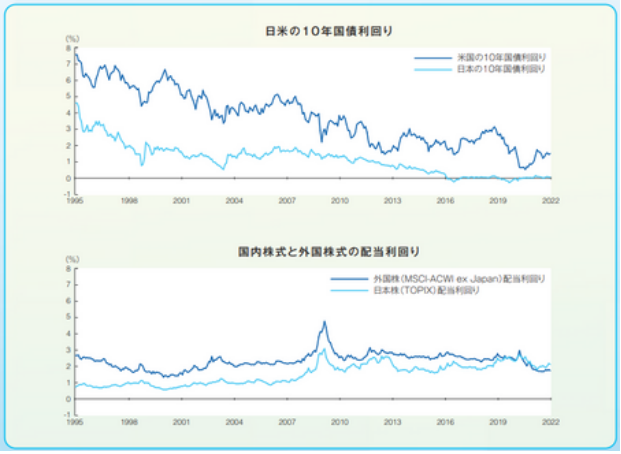

●長期的に経済・運用環境が変化し、物価や賃金の上昇が想定される中で、国内債券を中心とした運用では、必要な利回りを確保することは困難です。

●株式は、短期的な価格変動リスクは債券よりも大きいものの、長期的に見た場合は、債券より高い収益が期待できます。

●国内だけではなく、外国の様々な種類の資産に分けて投資することで、収益獲得の機会を増やし、世界中の経済活動から収益を得ると同時に、資産分散の効果により、運用資産全体の値動きの「ブレ」を抑制することで、大きな損失が発生する可能性を抑える運用を行っています。

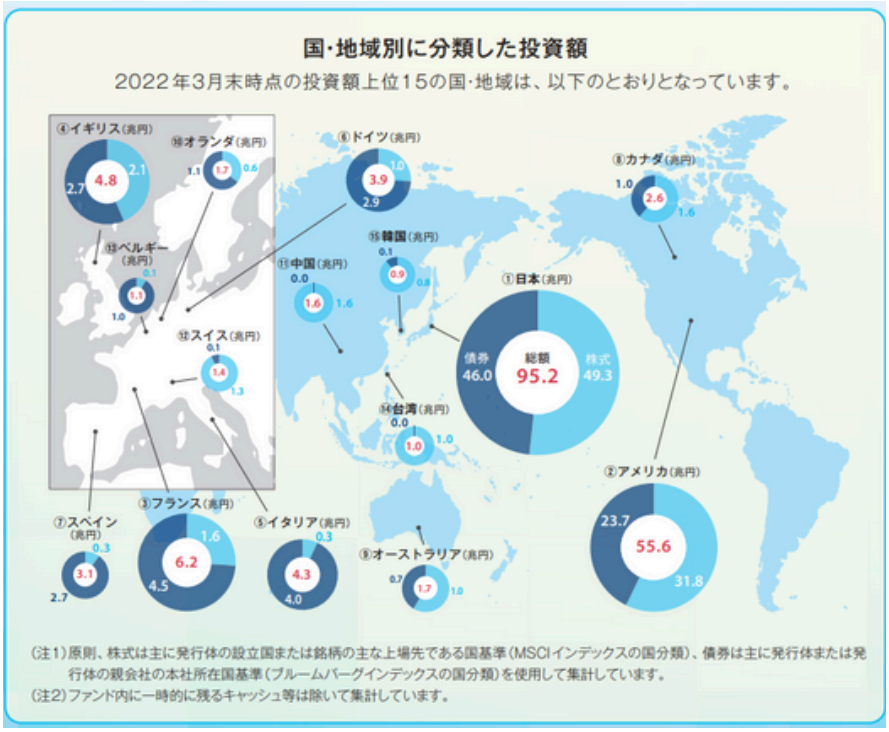

※上図は「年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）ホームページより抜粋

第7章　運用商品を選ぶ

1．運用商品の種類

◆運用商品を選ぶ前に、なぜ運用が必要か？を確認します。
◆運用はお金を育てること。お金を上手に育てると将来の受取額に大きな差がつきます。

◎確定拠出年金は、資産を60歳以降に受取る制度のため長期の複利運用効果が期待できます。

◎毎月10,000円を積立てしながら運用した場合、30年後には大きな差がつきます（右グラフ）。

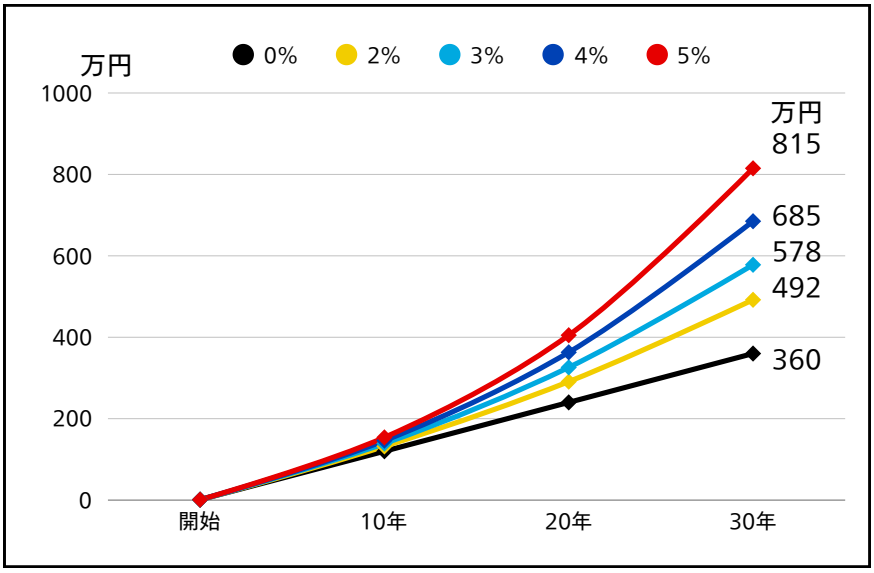

◆運用商品は大きく分けて「投資信託」と「元本確保型商品」があります。
・投資信託は投資対象によって主に6つに分類されます（元本は確保されていません）。
・元本確保型商品には定期預金や保険商品があります（元本は確保されています）。

運用商品ラインナップ（例）

「ふやす」ための運用商品
投資信託

国内債券
国内株式
バランス
外国債券
外国株式
不動産（REIT）・金　など

「ためる」ための運用商品
元本確保型商品

定期預金

解説
・確定拠出年金で選択できる運用商品は、自分が加入しているプランごとに異なります。
・商品ガイドや商品一覧表などで、自分が選択できる運用商品を確認しましょう！

2．元本確保型商品

◆元本確保型商品とは、満期時に元本と利息が確保される安全性の高い運用商品です。
◆元本確保型商品には定期預金と保険商品があります。

●定期預金・保険商品の仕組み（1年満期の定期預金を毎月預入した場合のイメージ）

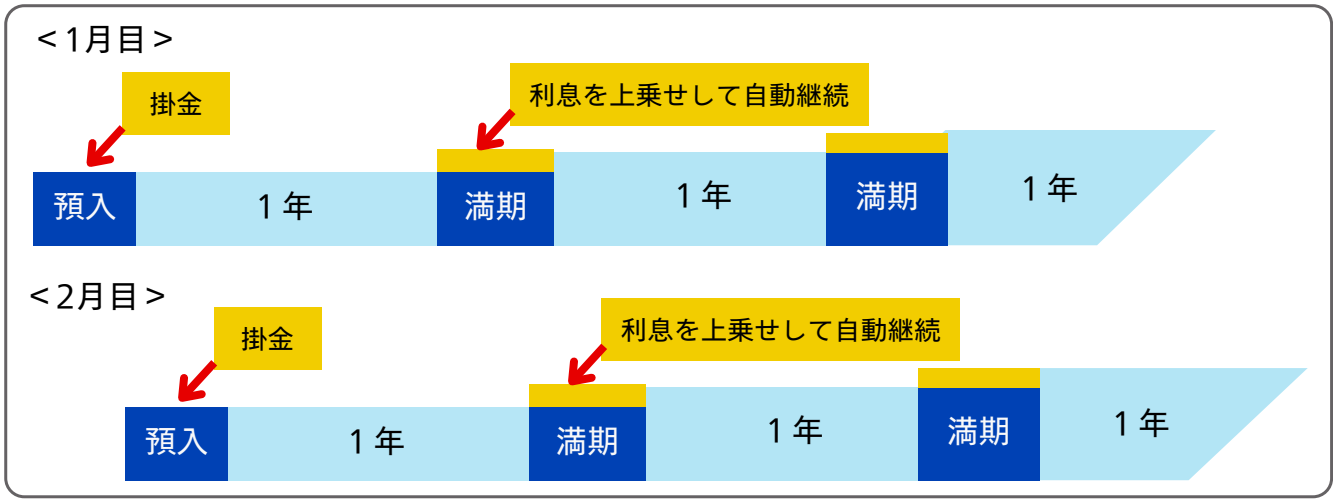

特徴

・満期を迎えると元本に利息を上乗せして自動継続されます。
・利息は満期まで変わりません（商品によっては異なる場合もあります）。
・セーフティネットがあります（19ページ参照）。

3．投資信託

◆投資信託とは、多くの投資家（購入者）から集めた資金を運用会社（資産運用の専門家）がまとめて運用し、運用の成果（収益・損失）を投資家（購入者）に還元する元本保証のない運用商品です。

●投資信託の仕組み（イメージ）

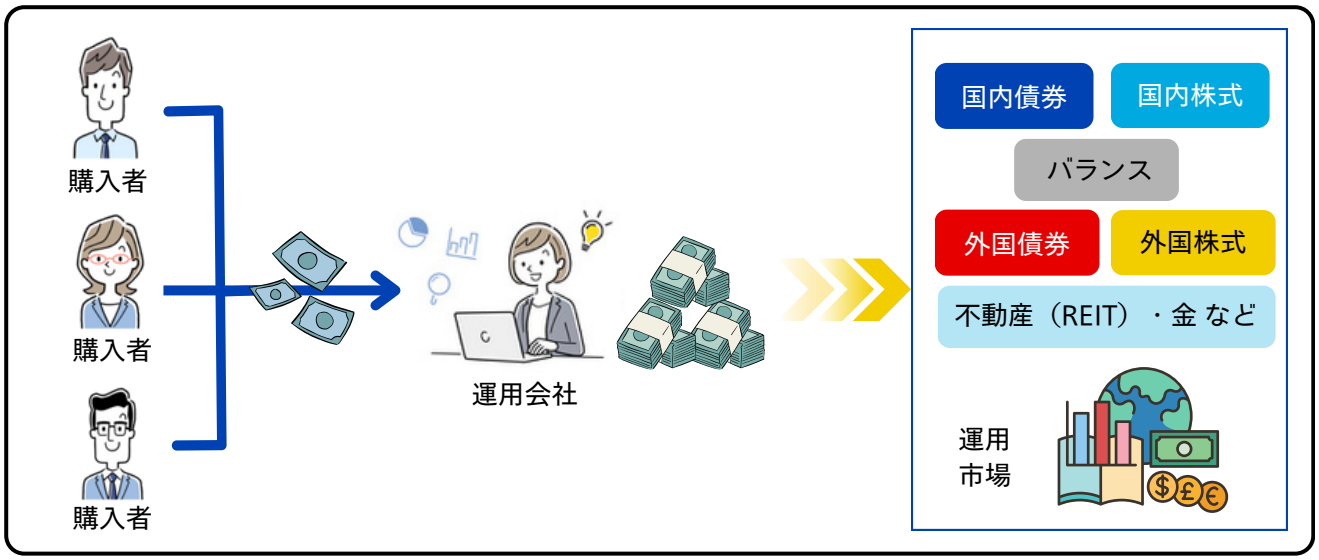

特徴

・少額の資金で、株式や債券等に投資することができます。
・資産運用は運用会社が行います。
・運用実績（収益・損失）は投資家（購入者）に還元されます。
・多くの株式や債券に投資されるため、リスクが抑制される仕組みです。
・セーフティネットはありませんが、資産は信託銀行で分別管理されます。

●投資信託のスタイル

・投資信託では、運用会社が投資家から集めた資金を運用するにあたり、投資に対する基本的な考え方や戦略、手法などの形態を商品ごとに策定しています。
・この形態のことを運用スタイルといい、代表的な例として「パッシブ（インデックス）運用」と「アクティブ運用」があります。

パッシブ（インデックス）運用	アクティブ運用
ベンチマーク（日経平均株価やTOPIXなど目標とする指標）を定め、その指標に連動することを目指す運用スタイル	運用会社が、独自の企業調査や分析などに基づき、銘柄を選定し、ベンチマークを上回ることを目指す運用スタイル

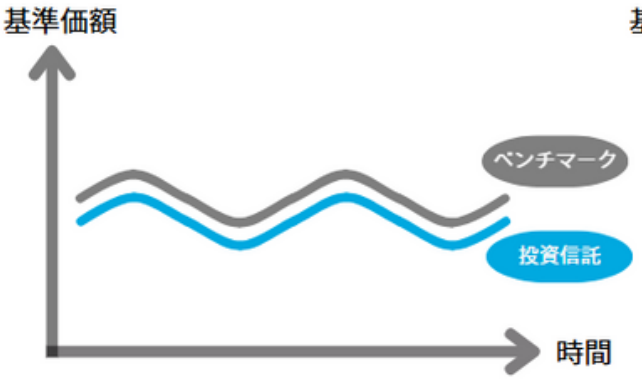

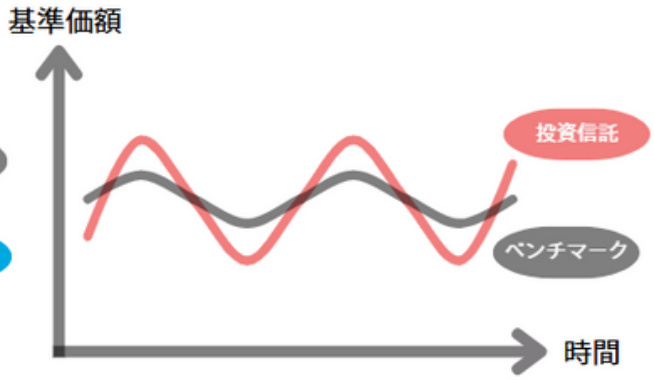

●投資信託の費用

信託報酬	・投資信託の運用・管理にかかる手数料。投資信託を保有している期間に応じて残高から毎日控除されます。 ・すべての投資信託に適用されます。
信託財産留保額	・投資信託の売却（または購入）の際にかかる手数料で売買時に売買代金から控除されます。 ・一部の投資信託に適用されます。

●投資信託の基準価額

基準価額	投資信託の価格のこと。通常10,000口あたりの金額で表示されます。当初1万口あたり10,000円からスタートし、日々変動します。
純資産総額	投資信託の総額から手数料などを差引いた額（投資信託の規模）です。
口数	投資信託の持分を表す単位です。
騰落率	投資信託の基準価額を2つの時点で比較し、どの程度変動したかの割合です。

解説

・ベンチマークの指標は、国内株式であれば日経平均株価（225）や東証株価指数（TOPIX）、国内債券はNOMURA-BPI、外国株式はMSCIコクサイインデックス、外国債券はFTSE世界国債インデックスなどが代表例です。

●投資信託の基準価額と購入口数

✓掛金10,000円で投資信託を購入するときの「基準価額」と「購入口数」の関係

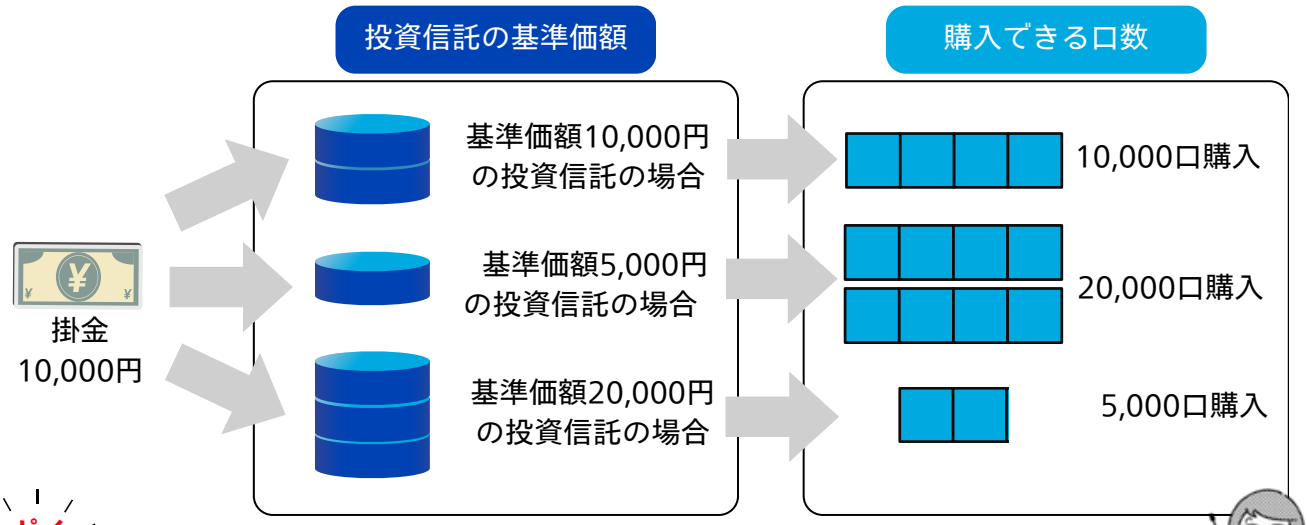

ポイント

・同じ掛金でも基準価額が変わると購入できる口数が異なります。
・投資信託の基準価額は日々変動しており、基準価額により購入できる口数も異なります。

✓投資信託で10年間、月額10,000円を継続して積立てしたときの「資産評価額」の変化

投資信託A

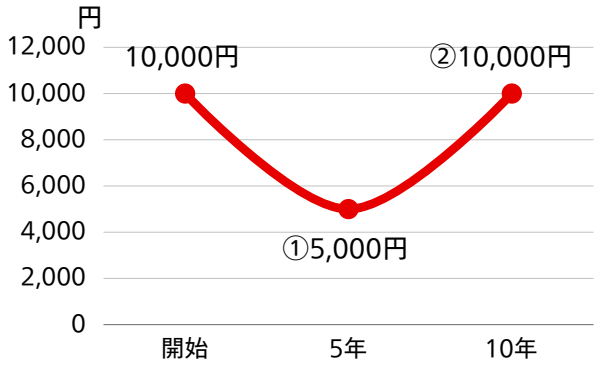

①５年経過時　積立総額　600,000円

基準価額		保有口数		資産評価額
5,000円	×	832,935口	＝	416,468円 ▼

②10年経過時　積立総額　1,200,000円

基準価額		保有口数		資産評価額
10,000円	×	1,659,732口	＝	1,659,732円 ▲

基準価額が下落している時は、**時価評価はマイナス**ですが、**購入できる口数（量）は増えます**。値下がりを気にせず、運用を継続することで口数（量）が増加するため、**基準価額が上昇した時に収益につながりやすくなります**。

投資信託B

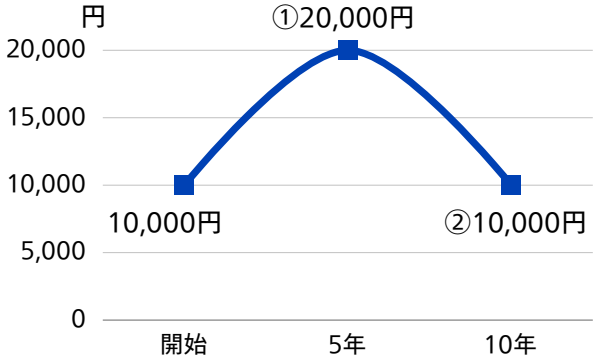

①5年経過時　積立総額　600,000円

基準価額		保有口数		資産評価額
20,000円	×	416,468口	＝	832,936 円 ▲

②10年経過時　積立総額　1,200,000円

基準価額		保有口数		資産評価額
10,000円	×	834,867口	＝	834,867円 ▼

基準価額が上昇している時は、**購入できる口数（量）は減ります**。時価評価はプラスですが、そのまま行動を起こさず基準価額が値下がりすると、資産評価額は減ってしまいます。このような場合でも、**運用を継続し、基準価額の上昇を待つことにより、資産を増やすことが可能**です。

4．投資信託の投資対象とバランス型投資信託

◆運用会社が「どの資産に投資するか」によって投資信託の種類が異なります。

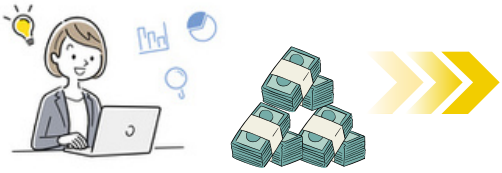

運用会社

国内債券	国内債券を主な投資対象としている投資信託
外国債券	外国債券を主な投資対象としている投資信託
国内株式	国内株式を主な投資対象としている投資信託
外国株式	外国株式を主な投資対象としている投資信託
バランス	株式や債券など複数の資産を組入れる投資信託
不動産（REIT）・金	不動産や金を投資対象とする投資信託

◆バランス型投資信託の種類

資産配分固定型

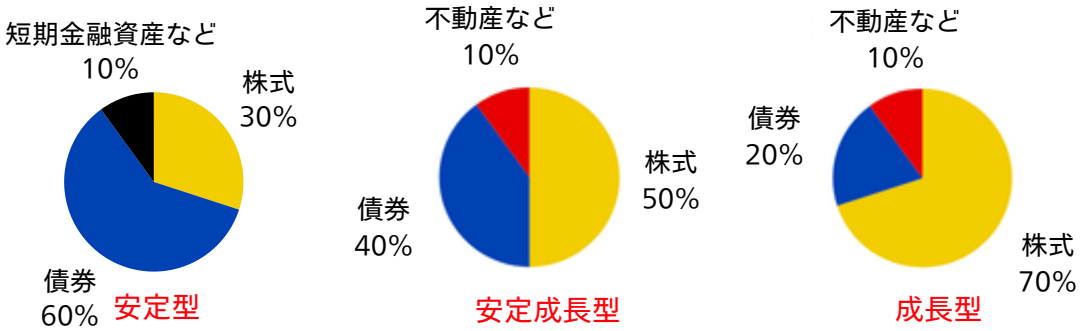

・あらかじめ資産の配分を固定して運用するタイプで、株式の組入れ比率（リスク度合）によって安定・安定成長・成長などと区分されたり、〇〇60など株式の比率が数値で表示されたりします。

リスク調整型

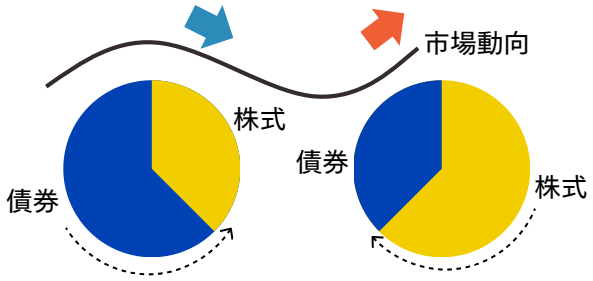

・運用会社（運用の専門家）が市場動向を確認して投資先をその都度、変更していくタイプ。
・運用実績の下振れを抑制することを目的に、市場動向や運用環境が悪いと想定される局面では株式の組入れ比率を少なくするルールになっています。

ターゲットイヤー型

・年齢・年代に合わせて、資産配分の切り替えが自動的に実施されるタイプ。
・一般的に長期分散の観点から、若いうちは株式の比率が高く、年代が進むごとに徐々に株式の比率が低くなります。
・目標とする年齢・年代に合わせて専門家が配分を変更し、目標到達以降は安定した資産配分で固定されます。

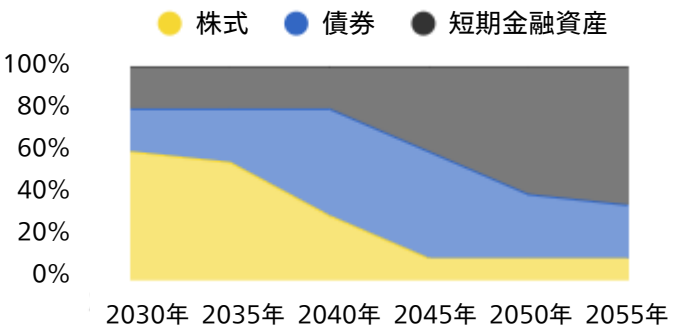

◆投資信託のチェックポイント

投資対象とする資産	・どの資産を中心に投資しているか ・株式や債券のほかにも、不動産や金を対象とする商品か
投資対象となる国・地域	・投資対象とするエリアが、国内か外国か ・外国の場合は、どの国や地域を対象としているか
運用スタイル	・指標に連動するパッシブ（インデックス）のスタイルか ・指標を上回ることを目指すアクティブのスタイルか
手数料（費用）	・信託報酬はどの程度か ・投資対象やスタイルが同一でも手数料は異なります

5．投資信託の変動要因～リスクの種類と投資信託との関連性

◆投資信託はリスク（値動き）のある株式や債券などに投資するため、基準価額は株式市場などの動向により変動します。そのため、投資信託は元本の保証はありません。

◆投資信託の基準価額に影響を及ぼす変動要因には、以下のものがあります。

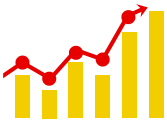

価格変動リスク

投資信託が組入れている株式や債券の価格が変動する可能性のことで、一般的に国内および海外の政治・経済情勢、企業の業績等の影響を受けます。

為替変動リスク

為替レートが変動する可能性のことで、外国の株式や債券で運用する投資信託は、為替変動リスクがあります。外国通貨建ての資産に投資する投資信託の場合、購入時から円高になればマイナス要因、円安ならプラス要因になります。

金利変動リスク

金利が変動する可能性のことで、金利が上がると債券価格は下落し、金利が下がると債券価格は上がります。また、満期までの期間が長い債券ほど、金利変動の影響を受けます。

信用リスク

債券を発行する国や、株式を発行する企業が、財政難や倒産により価格が下落したり、債券の利息や償還金を支払うことができなくなる可能性のことです。

◆投資信託との関連性

	変動要因 / 投資対象	価格変動	為替変動	金利変動	信用
国内債券	日本国内の債券	○	―	○	○
外国債券	外国の債券	○	○	○	○
国内株式	日本国内の株式	○	―	―	○
外国株式	外国の株式	○	○	―	○
バランス	国内外の債券・株式	○	○	○	○

第8章　自分に合った運用商品を選ぶ（実践編）

1．投資対象ごとのリスクとリターンの関係を確認します（Step1）

◆確定拠出年金で選択する運用商品のリスクとリターンの関係を確認します。

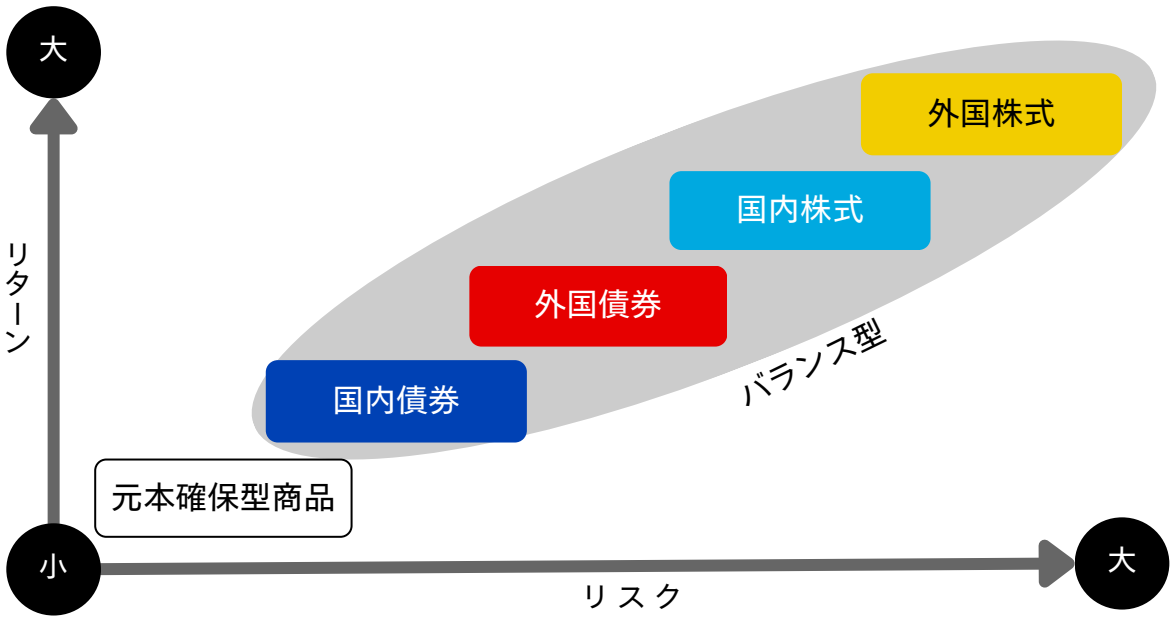

2．リスク許容度（投資に対する考え方）を確認します（Step2）

◆全国銀行協会のリスク許容度診断テストで「自分のリスク許容度」を確認してみましょう。

◆リスク許容度はシミュレーションに加えて、次の事項も確認してみましょう。

低い	リスク許容度	高い
短い	60歳まであと何年か？	長い
少ない	金融資産等の保有状況	多い
ない	投資の経験や商品知識	ある
慎重	運用に対する興味関心	積極

注目

・年齢や投資経験などによって、人それぞれ許容できるリスクの大きさは異なります。
・Step２として、自分のリスク許容度を確認し、運用商品が持つリスク・リターンと照らし合わせてみましょう！

3．将来到達したい金額や利回りの目標をイメージします（Step3）

◆確定拠出年金は、長期の複利運用効果が期待できることを考慮し、自分が運用できる期間と、目標とする金額や利回りをイメージしましょう！

◆毎月10,000円を積立てながら運用した場合の複利運用効果を参考にしましょう。

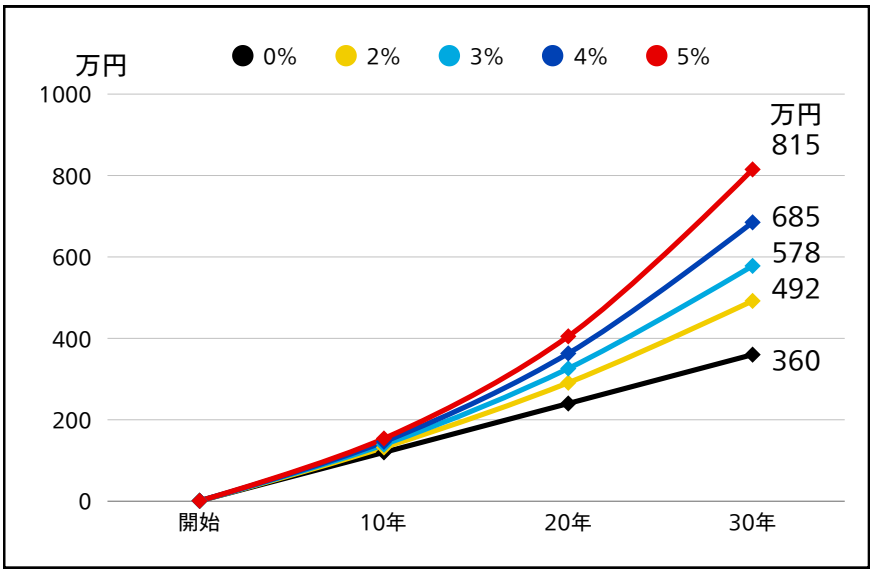

毎月の掛金

円

目標金額

円

目標利回り

%

4．リスク許容度に合わせた資産配分を考えます（Step４）

◆自分のリスク許容度にあった資産の配分を決めましょう。

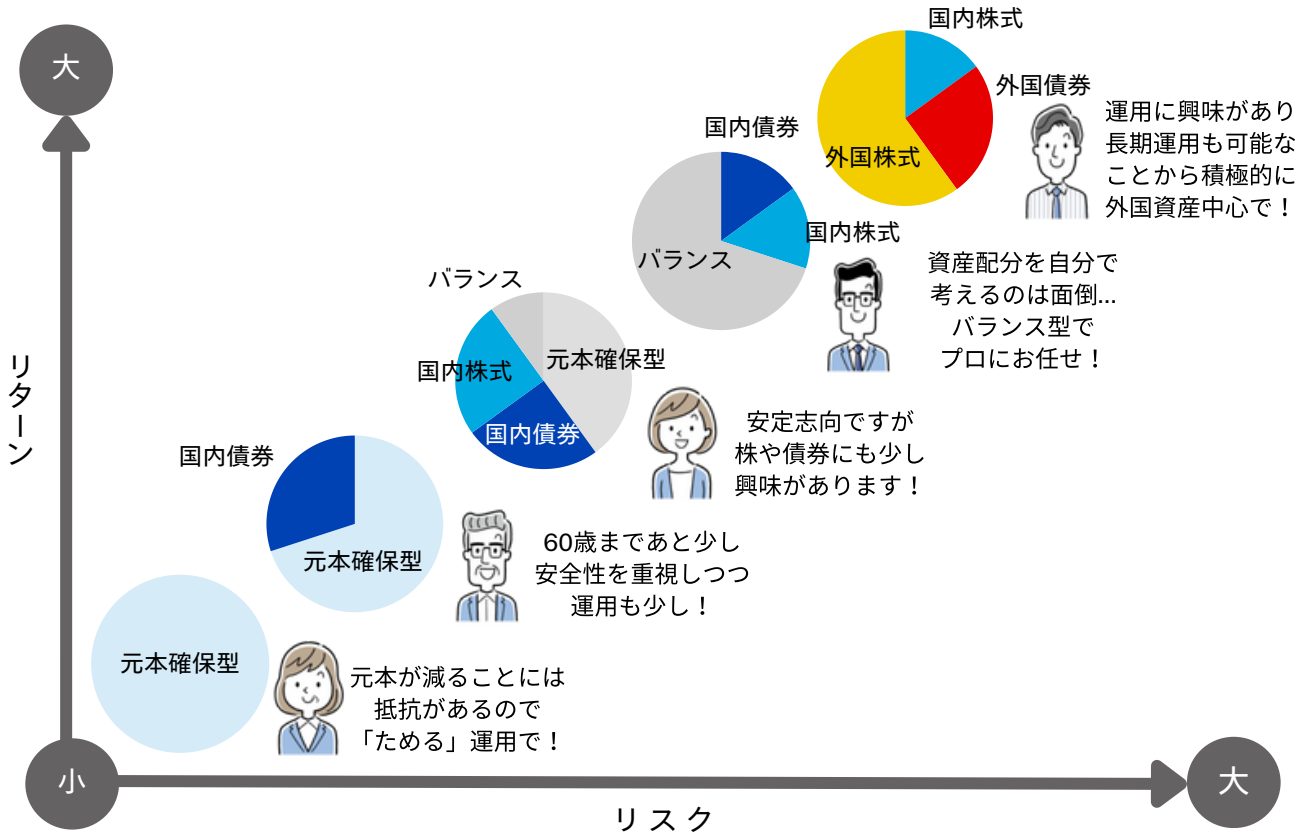

解説

・上記はリスク許容度や投資に対する考え方に応じた資産配分の例です。

・自分自身の投資に対する考え方や将来の目標に応じた資産配分を決めましょう。

5．自分が選択できる運用商品を確認します（Step５）

◆みなさんが選択できる商品は「加入するプラン」ごとに異なります。

◆別冊の【運用商品ラインナップ】や「広島銀行ホームページ」で、自分が選択できる運用商品の種類や概要、特徴などを確認しましょう！

《運用商品ラインナップ（別冊）》

運用商品ラインナップ（別冊）の一覧表では、次の項目をチェックしましょう！

- ☑ 商品分類～投資対象と運用スタイル（インデックス／アクティブ）
- ☑ 商品名～運用商品の名称
- ☑ 委託会社～資産運用の専門家
- ☑ ベンチマーク～運用商品が目標としている指標
- ☑ 選定理由～運用商品の概要と広島銀行がこの運用商品を選定してみなさんに提示する理由
- ☑ 信託報酬～どのくらいのコストが必要かを確認
- ☑ 信託財産留保額～当該コストの有無
- ☑ 申込手数料～確定拠出年金で選択する投資信託には申込手数料はかかりません！

画像は〈ひろぎん〉iDeCoプランの運用商品ラインナップのイメージです。運用商品ラインナップは加入しているプランごとに異なります。

《運用商品ラインナップ一覧表》

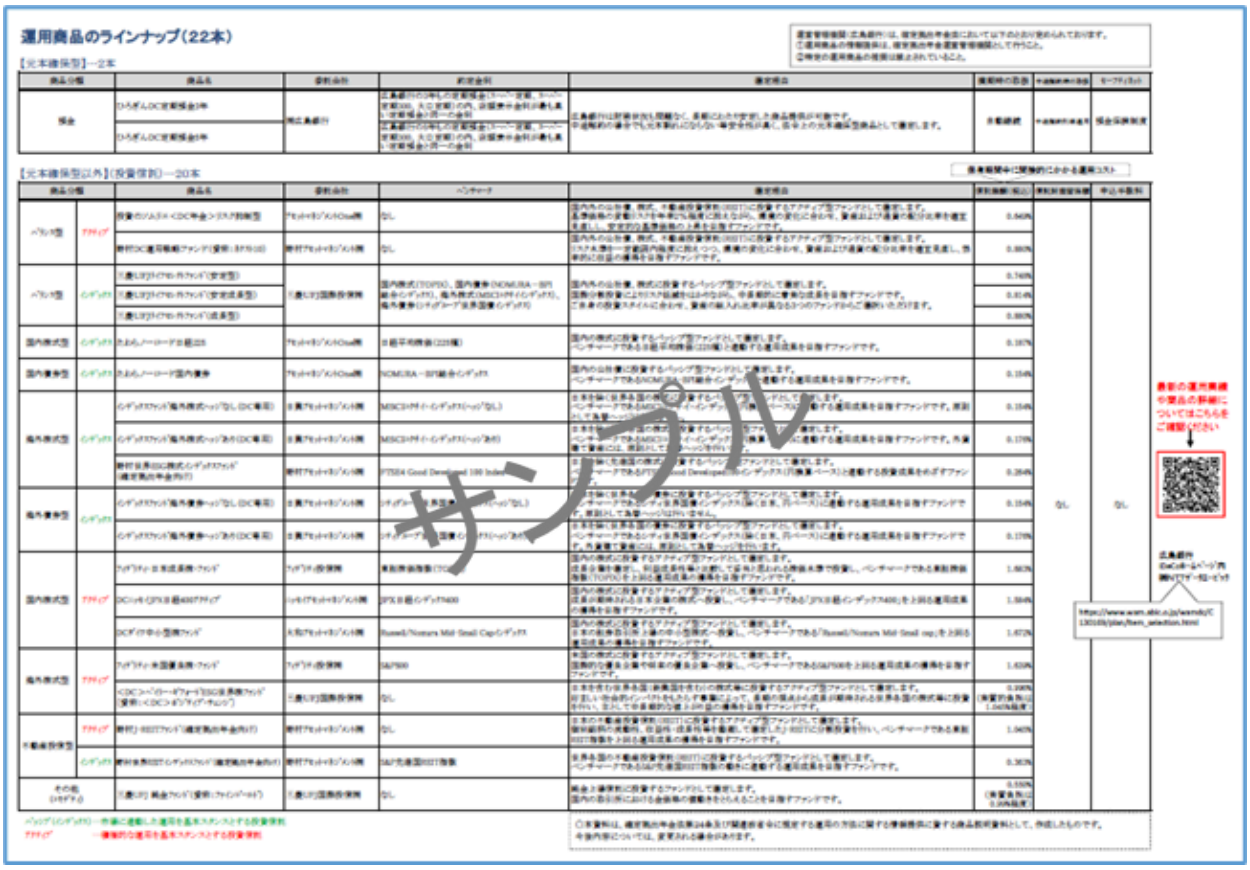

・企業型とiDeCoの両方に加入している場合は、各々のプランで提示されている運用商品から選択します。

・マッチング拠出の場合は、企業型プランで提示されている運用商品から選択します。

注目

《広島銀行ホームページでも確認できます》

確定拠出年金（401k）・iDeCo ホームページ
（トップ画面）

ホームページを下にスクロールします。

商品ラインナップの画面から「取扱い商品一覧」や「商品実績・概要」が確認できます。

商品ラインナップの
確認は
こちらから

資産配分モデルプラン
シミュレーション
こちらから

自分が加入している
プランを選択して
プラン番号を入力します

注目

・投資信託には様々な専門用語があります。用語の内容を早めに覚えることが大切です。
・自分が気になったり、選択してみたいと思う投資信託については、必ず運用商品情報（冊子）やインターネットで、その運用商品の詳細情報を確認しましょう！

6．運用商品を選んで資産配分を決定します（Step６）

◆掛金で運用する運用商品を選んで、資産配分を決定します。

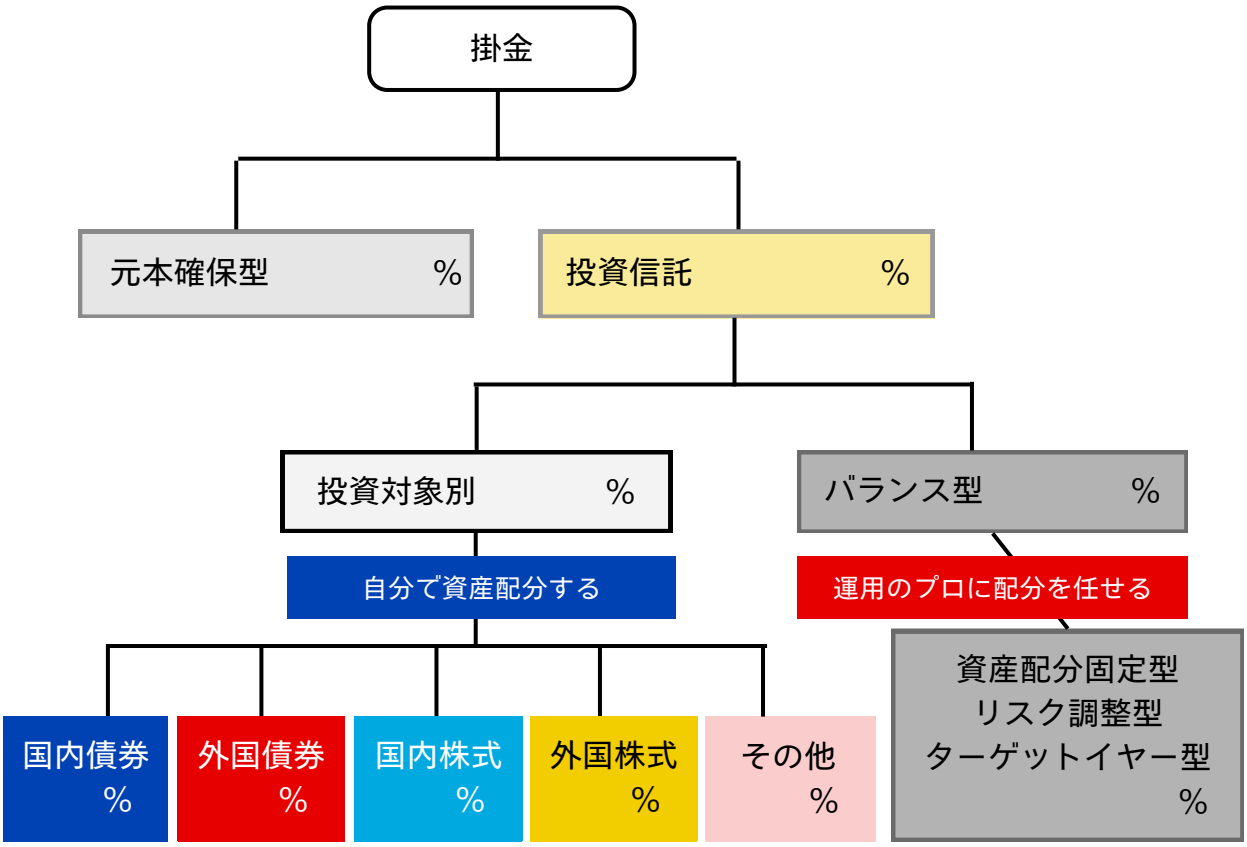

◆資産配分の合計が100%になるように割合を決定します。
◆運用商品は、いつでも・何度でも、手数料なしで変更することができます。

自分に合った運用商品を選ぶ Stepの確認

Step1	投資対象ごとのリスクとリターンの関係を確認します。
Step2	リスク許容度（投資に対する考え方）を確認します。
Step3	将来到達したい金額や利回りの目標をイメージします。
Step4	リスク許容度に合わせた資産配分を考えます。
Step5	自分が選択できる運用商品を確認します。
Step6	運用商品を選んで資産配分を決定します。

第9章　運用期間中～運用商品はいつでも変更可能

1．確定拠出年金で選択している運用商品のチェック

◆運用が開始された後も、定期的に運用状況を確認しましょう！

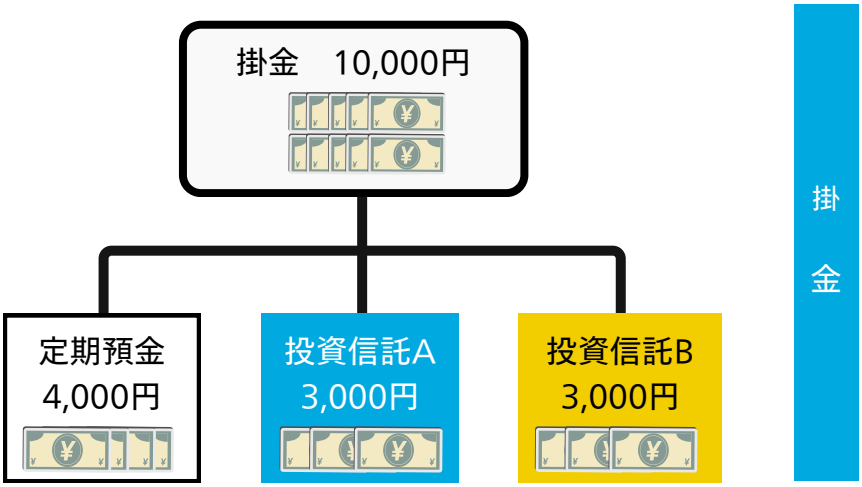

3ヵ月に1回程度の割合で掛金で運用している商品の状況（基準価額や総資産残高の推移等）を確認しましょう！

時間の経過　掛金の積み上がり

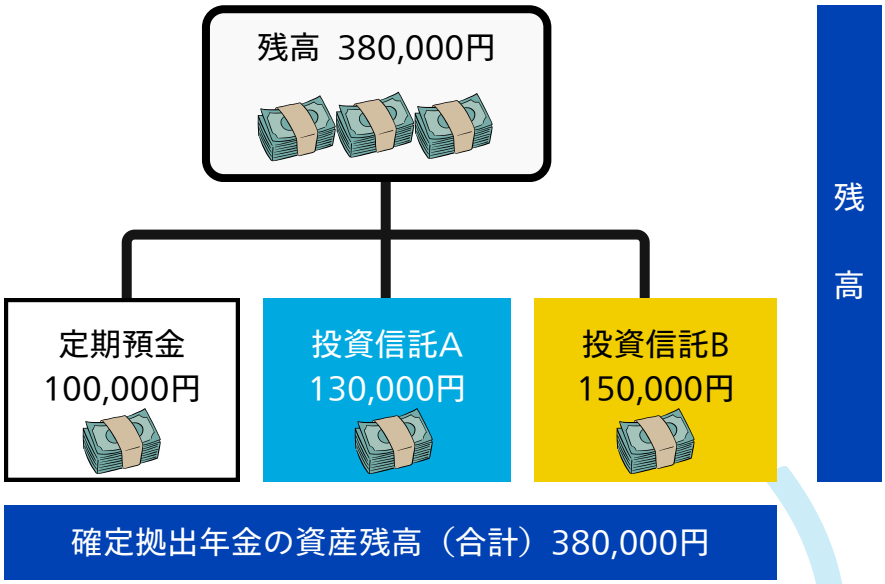

確定拠出年金の資産は専用口座に残高として蓄積されていきます！
また、運用の状況（結果）も評価損益として確認することができます！

◆自分の運用状況は、少なくとも年に1~2回は確認しておくと安心です。

◆確認方法は「確定拠出年金お取引状況・残高のお知らせ」で確認できるほか、パソコンやスマホからWeb（インターネット）でも状況をチェックすることができます！

◆運用の状況や基準価額の変化をチェックして、運用商品の変更を検討することも大切です。

2．運用している商品の配分を変更（見直し）する

◆運用商品の変更（見直し）には2種類あります。
①掛金で運用している商品の配分を変更する「運用割合変更」（商品別配分変更）
②年金資産（残高）で運用されている商品を変更する「運用商品預替」（スイッチング）

運用割合変更（商品別配分変更）

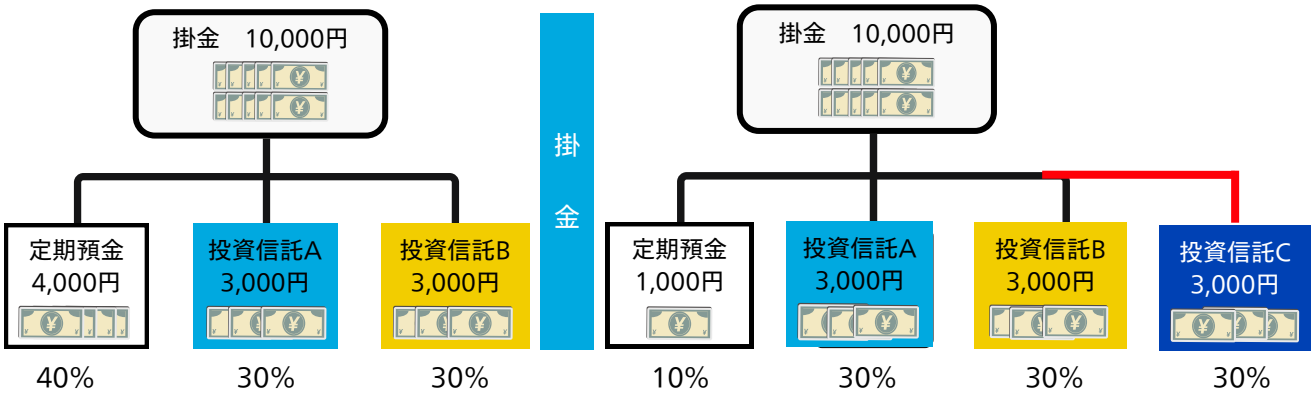

現在掛金で選択している運用商品や配分割合を変更する手続きです。
図の例は、定期預金の配分を40%から10%に変更し、新たに30%で投資信託Cに配分します。

運用商品預替（スイッチング）

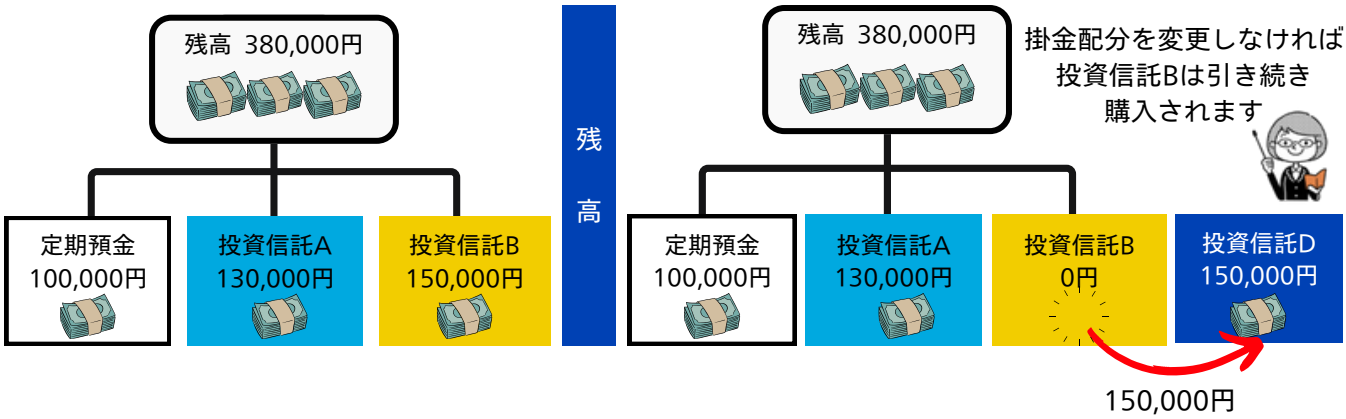

現在保有している運用商品を売却し、その代金で他の運用商品を購入する手続きです。
図の例は、投資信託Bを全部売却して、その売却代金で投資信託Dを購入します。

商品の売却・購入にあたっては、運用商品ごとに売却・購入に要する日数が異なります。手続きの際に表示される注意事項等を必ずご確認ください。

注意

3．　リバランスとは

◆リバランスとは、定期的に資産配分をメンテナンスすることです。
《メンテナンスのタイミング》
・住宅の購入や家族構成など自分の生活環境が変化したとき
・時間の経過とともに自分の投資経験が向上したとき
《メンテナンスの方法》
・リスク許容度の再診断とリスクの再確認
・資産受取りまでの運用期間を考慮した資産配分の見直し

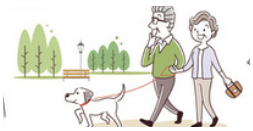

◆豊かな将来に向けて確定拠出年金と上手につき合っていきましょう！

第10章　Webサービスの活用

1．パソコンやスマホの「Webサービス」を利用できます

◆Webサービスへのログイン

広島銀行ホームページを開きます
https://www.hirogin.co.jp/

スマートフォンの場合は
こちらから

そなえる
確定拠出年金（401k）
iDeCo
をクリック！

ログインをクリック！

2．ログイン後は資産評価額の確認や手続き等が行えます

◆ログイン方法と各種情報（メインメニュー）

ユーザーIDと暗証番号
生年月日で
ログインします。

ユーザーIDと暗証番号
は加入時に配布される
「ハガキ」に記載。

メインメニューから
・資産評価額
・取引履歴
・プラン情報照会
・基本情報照会
・運用商品の預替
・運用割合の変更
などがおこなえます。

※ログインは「NRK（日本レコードキーピングネットワーク）」が提供するWebサービスとなります。NRKはみなさまの確定拠出年金の記録や給付事務等を管理する会社です。

3．Webサービスの利用方法は「ユーザーズガイド」で確認できます

サービス内容とお取扱い時間

	サービス内容		お取扱い時間 インターネット	電話 自動音声	電話 有人対応
1	資産評価額照会	現在の年金資産額、商品ごとの評価額が照会できます。	24時間	24時間	平日 9:00~20:00
2	取引明細照会	預け替えの明細、割合変更の明細等が照会できます。	24時間	24時間	平日 9:00~20:00
3	掛金額照会	毎月の掛金額及び掛金累計額が照会できます。	24時間	24時間	平日 9:00~20:00
4	運用商品の預け替え	現在運用している商品を売却し、他の商品へ預け替えができます。	24時間	24時間	平日 9:00~20:00
5	掛金の運用割合変更	月々の掛金で購入する商品の配分割合を変更できます。	24時間	24時間	平日 9:00~20:00
6	ユーザーID・暗証番号再発行	ユーザーID・暗証番号の再発行依頼ができます。	24時間	—	平日 9:00~17:00
7	制度・商品の照会 運用シミュレーション等	制度の概要やラインナップ商品の内容照会、運用シミュレーション等ができます。	24時間	—	平日・土・日 9:00~17:00（ただし、祝休日（土・日が祝休日の場合は営業）および大晦日・正月3が日は除く）

インターネット（Web）のご利用

https://www.hirogin.co.jp/service/401k/

広島銀行ホームページから専用Webサイトへアクセスします。
（詳細については、本ユーザーズガイドをご参照ください）

コールセンターのご利用

各サービスの専用電話番号は、以下のとおりです。

上記1~6のサービス	NRKネットワーク広島銀行担当コールセンター（栃木県芳賀） 028-307-5051
上記7のサービス	（ひろぎん）確定拠出年金コールセンター 0120-169-401 受付時間 平日・土・日/9:00~17:00（ただし、祝休日（土・日が祝休日の場合は営業）および大晦日・正月3が日は除く）

コールセンターの利用も「Webサービス ユーザーズガイド」で確認できます。

さらに「ひろぎんアプリ」との連携で確定拠出年金の残高も一元管理！

【ご利用方法】

ひろぎんアプリホーム画面右下「メニュー」＞
メニュー画面「**401k/iDeCo**」をタップ

※詳しくは、スターターズキット内のアプリチラシをご確認ください。

【対象プラン】

広島銀行が運営管理機関となっている
確定拠出年金プラン
（ひろぎんiDeCoプラン、企業型確定拠出年金プラン等）

ひろぎんアプリは
ここから今すぐ
ダウンロード！

もしくは、App Store/Google Playから検索 ひろぎんアプリ 検索

＜参考＞ 確定拠出年金行為準則（企業型確定拠出年金）

◆企業型DCにおいて、「事業主」「運営管理機関」「資産管理機関」は、法令等により定められた規則（行為準則）を守らなければならないとされています。

1. 事業主の行為準則

①忠実義務

事業主は法令等や企業型年金規約を遵守し、企業型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならないとされています。主な留意点は以下の通りです。

・加入者等の利益の観点から、運営管理機関および資産管理機関について適正な評価を行った上で選定すること。

・資産の運用に関する情報提供に係る業務（いわゆる投資教育）を運営管理機関等に委託する場合は、加入者等の利益のみを考慮して適切に当該業務を行うことができるか否かを十分考慮すること。

・企業型年金加入者等に対し、自社株式または関連企業の株式（主に自社株式または関連企業の株式で運用する投資信託を含む）を運用方法として提示することは、忠実義務の趣旨に照らし妥当であると認められる場合に限られること。
また、当該株式を発行する企業が倒産した場合には、加入者等の個人別管理資産のうち当該株式での運用に係る責産がゼロとなる可能性が高いことを、加入者等に対して十分に情報提供するようにすること。

②個人情報保護

事業主は企業型加入者等の氏名、住所および生年月日等の個人情報を保管または使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内でのみ可能とされています。

③禁止行為

事業主は以下の行為が禁止されています。

《利益相反の禁止》

・自己または企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、運営管理業務の委託に係る契約等を締結すること。

・自己または企業型年金加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、運営管理機関に特定の運用方法を企業型年金加入者等に提示させること。

《運用方法の推奨等の禁止》

・運営管理機関に、特定の運用方法についての指図を行うこと、または行わないことを企業型年金加入者等に勧めさせること。

・特定の運用方法について指図を行うこと、または行わないことを企業型年金加入者等に勧めること。

・自己または企業型年金加入者等以外の第三者に運用の指図を委託することを企業型年金加入者等に勧めること。

・企業型年金加入者等が運営管理機関等を選択できる場合、特定の運営管理機関等を選択することを企業型年金加入者等に勧めること。

《故意の事実不告知・不実告知の禁止》

・企業型年金加入者等が運営管理業務を行うものとして事業主と運営管理機関の中から選択できる場合、事業主は自己が行う運営管理業務に関して企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすようなことについて故意に事実を告げないこと、または不実のことを告げること。

◆運営管理業務を行う事業主の行為準則については、利益相反行為等の禁止行為が別途定められています。

2．運営管理機関の行為準則

①忠実義務

運営管理機関は法令等や運営管理契約を遵守し、加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならないとされています。主な留意点は以下の通りです。

・加入者等の利益のみを考え、資産運用に関する専門的な知見に基づいて、運用商品の選定、提示およびそれに係る情報提供を行うこと。

・加入者等に対し、株式（主に一の企業の株式で運用する投資信託を含む）を運用方法として提示することは、忠実義務の趣旨に照らし妥当であると認められる場合に限られること。
また、当該株式を発行する企業が倒産した場合には、加入者等の個人別管理資産のうち当該株式での運用に係る資産がゼロとなる可能性が高いことを加入者等に対して十分に情報提供するようにすること。

②個人情報保護

運営管理機関は加入者等の氏名、住所および生年月日等の個人情報を保管または使用するにあたっては、その業務の遂行に必要な範囲内でのみ可能とされています。

③禁止行為

運営管理機関には以下の行為が禁止されています。

《損失補償の禁止》

・運営管理契約を締結する際、その相手方である企業等に加入者等の損失の全部または一部を負担することを約束すること。

《特別利益の提供の禁止》

・運営管理契約を締結する際、その相手方である企業等に加入者等または企業等に特別の利益を提供することを約束すること。

《損失補項の禁止》

・加入者等の損失の全部または一部を補填すること、または加入者等に利益を追加するため加入者等または第三者に対して財産上の利益を提供することまたは第三者に提供させること。

《故意の事実の不告知・不実告知の禁止》

・運営管理契約の勧誘のため、またはその解除を妨げるため、その相手方である企業等の判断に影響を及ぼすような重要なことについて故意に事実を告げないこと、または不実のことを告げること。

・年金制度に関して不実のことまたは誤解させるおそれのあることを加入者等に告げること、または表示すること。

・運用方法に関して不実のことを告げ、もしくは利益や損失が生じることが確実であると誤解させるおそれのある情報を提供し、加入者等に運用指図を行わせること。

・提示したいずれかの運用方法と他の運用方法を比較した事項に関して不実のことまたは誤解させるおそれのあることを加入者等に告げること、または表示すること。

・運用方法に関して加入者等の運用指図を行う際の判断に影響を及ぼすような重要なことについて加入者等に故意に事実を告げないこと、もしくは不実のことまたは誤解させるおそれのあることを告げること、または表示すること。

・企業型年金加入者等が運営管理機関を選択できる場合、企業型年金加入者等を勧誘するため、または選択した運営管理機関の変更を妨げるため、企業型年金加入者等の判断に影響を及ぼすようなことについて故意に事実を告げないこと、または不実のことを告げること。

《利益相反行為の禁止》

・自己または加入者等以外の第三者の利益を図ることを目的として、特定の運用方法を加入者等に提示すること。

《運用方法の推奨の禁止》

・特定の運用方法について指図を行うこと、また行わないことを加入者等に勧めること。

《その他》

・加入者等の保護に欠けること、もしくは確定拠出年金運営管理業の公正を害すること、または確定拠出年金運営管理業の信用を失墜させるおそれのあることを行うこと。

3．資産管理機関の行為準則

①忠実義務

資産管理機関は法令および資産管理契約を遵守し、企業型年金加入者等のために忠実にその業務を遂行しなければならないとされています。

この内容は確定拠出年金法、その他関係法令に基づき掲載しています。

2025年8月発行
このガイドブックは作成時点（2025年7月）の関係法令・情報等に基づき掲載しております。
なお、掲載している内容等は、今後変更となる可能性がありますので、ご了承ください。
このガイドブックは、確定拠出年金運営管理機関である株式会社広島銀行の監修に基づき、
J-401kオフィス株式会社が制作しています。

広島銀行

（2025年8月1日現在）（2508)